

歌志内市議会会議録

第4日目（平成30年9月7日）

（午前 9時54分 開議）

開 議 宣 告

○議長（川野敏夫君） おはようございます。

ただいま出席している議員は8名であります。定足数を満たしておりますので、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（川野敏夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第84条の規定により、会議録署名議員に2番酒井雅勝さん、6番本田加津子さんを指名いたします。

諸 般 報 告

○議長（川野敏夫君） 日程第2 諸般報告であります。

事務局長から報告をいたします。

中嶋議会事務局長。

○議会事務局長（中嶋孝君） 報告いたします。

本日付議されます議案は、湯浅議員外からの意見書案5件であります。

また、本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員の出席であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（川野敏夫君） 特段の発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

市 政 報 告

○議長（川野敏夫君） 日程第3 市政報告であります。

一般行政について報告を求めます。

村上市長

○市長（村上隆興君） ー登壇ー

おはようございます。

平成30年北海道胆振東部地震による本市の状況について報告をいたします。

平成30年北海道胆振東部地震による本市の状況についてでございますが、平成30年9月6日3時8分ごろ、胆振地方中東部を震源地とするマグニチュード6.7の地震が発生し、勇払郡厚真町で震度7を観測いたしました。

本市本町の震度は3であり、被害は特にありませんでしたが、この地震に伴い、北海道全域で停電となりました。市では、地震直後から消防を初め、各課長等が市内及び各施設を巡回し、状況確認などを行ったところであります。

そのほか、停電やバスの運休について、有線放送及び広報車による周知、バス停への呼びかけや運休の張り紙などで対応、また庁舎1階にスマホ・携帯電話の充電スペースを設置いたしました。

消防では、独居老人宅等の安否確認を行い、異状は認められませんでした。

各施設の状況ですが、特に異状はありませんでしたが、小中学校は臨時休校、認定こども園は1号の教育認定の休園、市民体育館、郷土館が休館となりました。中学校はきょうも停電中であり、休校としました。小学校につきましては、市のバスを運行し、登下校に対応しております。市役所では、停電の間、住基システムなどの総合行政システムや電話の利用に支障が出ました。市立病院は、停電中は自家発電により対応し、復旧後は通常どおりの診療を行っています。チロルの湯及びかもし岳温泉は、日帰り入浴を休止したとの報告を受けました。

停電は、13時35分ごろ復旧しましたが、文珠の一部で引き続き停電状態であったため、北電に確認したところ、復旧している場所も含めて今後も停電の可能性はあるとの回答でありました。

これを受け、14時30分に災害対策本部を設置し、コミュニティセンターを自主避難所として開設、避難所には6名の避難がりましたが、1時間程度で帰宅しております。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） いろいろ大変だったと思います。本当にお疲れさまです。

まだまだ、これから停電も続く可能性があるということなのですけれども、避難所の件でちょっとお聞きしておきたいと思います。

まだ、いつ復旧になるかわからない電気の問題で、とりあえずコミセンがいていますよという状況であります。ただ、文珠のほうは停電だということで、バスの運休だとかもいろいろ関係してきて、足を持たない住民の方々、高齢の方々に対しての避難できますよという確保がなかなかちょっと難しいのかなと思います。

文珠方面でも二、三カ所、今後また大きい地震があれば、どういうふうになるかまだわからない状況なので、その辺、避難所の開設を今後どういうふうにしていくのか、お考えをお聞きしておきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） 現在の停電箇所が文珠の一部になってございます。

今御質問の避難所の件でございますが、避難所の位置を文珠のほうにシフトしたいと考えておりまして、今のところ、文珠第2集会所を、まだ決定ではございませんが、予定ということで今変更をかけようと思っております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） やっぱりコミセンのほうもあけておいて、両方使えるようにしておいて、あとは足の確保だとか、そういったことも市のほうに連絡が来れば、迎えに行っても送迎するだとか、そういったことも今後必要になってくるのかなと思いますので、その辺のどういうふうな動きをしていくかということも今本部のほうで多分話し合われているのではないかなと思うのですが、その辺はいかがですか。

○議長（川野敏夫君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） 昨日、きょうと中央バスが今動いていないということで、足の確保ということが心配でありました。その分につきましては、有線放送、市の広報車のところでも、移動手段のない方については連絡くださいというようなことを一報入れておきまして、現実きのう、二組移動ありましたが、一組につきましては消防のほうで迎えに行き、帰りもうちのほうで手配して、その辺には対応しておりますので、きょうの時点でまだ中央バス等動いていないので、今後も含めまして、そういった相談がございましたら対応していきたいというふうに考えております。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） ただいま市長からこのたびの胆振東部地震の状況について説明があったところでございますが、私の立場から何点かお伺いしたいと思います。

まず最初に、今後余震についても発生から1週間以内に要注意というようなニュースが流れております。そういった観点から、まず一つ目は市立病院、地震における市立病院の状況がどうであったか、それから今後の問題、それから余震についての今後の問題、あったとしても。

それから2番目が、特に民間の3施設、もちろん市立病院もそうですが、民間3施設のしらかば荘、楽生園、親愛の家の関係はどうであったかということ。

それから次に、実は水道についての情報が結構錯綜していたのです。電気の件については、停電ということは広報で結構流れていたのですが、水道についても、とまるよというような話が結構ありまして、それで私、きのう昼から砂川、滝川のほうに行ったら、大半がパワーとホームックで水を購入しているお客さんで列をなしていたのが実態でありました。そんなことから、水道についての情報についても、やはりきちっとした広報なりで周知してあげるとか、そういうことが必要でないのかなというふうに考えておりますので、その件についても伺っておきたいと思っております。

それから、電気についてもそうなのですが、今一部通電されていない地域が文珠地区にあります。また、近隣でも砂川、滝川などもやはり停電、赤平もそうですが、停電しているところがあるというふうに伺っております。そういったことから、歌志内においても通電の絡みなのですが、周知もやはり必要ではないかと。例えば、今はこういうふうな状況であります。

情報を見ますと、今朝で大体295万戸のうち3割が大体通電しているということで、まだ7割が停電中と。その中の一部分に歌志内の地域も入っているよという状況になっておりますので、やはり電気のほうも1週間ぐらいかかるという予定も入っておりますが、1週間の予定の中に入っているのも文珠地区なのかということをご心配している方もおります。

そういったこともある面では災害対策本部で、その地域にも通電情報、そして水道の情報、これはやはりライフラインの中で最も重要なものの一つだと思いますので、そういう点も周知してあげられればと、このように思いますが、この件について伺っておきたいと思っております。

○議長（川野敏夫君） 金子市立病院事務長。

○市立病院事務長（金子浩君） 今回の地震による市立病院の状況であります、市立病院につきましては、発電機が稼働し電気は確保できましたが、CTですとか検査機器など、これが使用できませんでしたので、外来診療につきましては、来た患者さんの診療は行いましたが、投薬を処方するだけというような、そういった診療の対応といたしました。

また、病棟につきましては、今言った電気が確保できていたので、それほど支障なく業務のほうは行えたというような状況であります。

なお、1時半ごろ電気が復旧しましたので、午後から平常どおり外来診療を行いました。

それで、今後の問題といたしましては、今回すぐ電気が復旧しましたので、そういった部分では自家発が稼働して電気が確保できたのですけれども、これは重油があれば電気のほうは供給できるのですけれども、これがなくなると電気が供給できなくなるということで、今後こういった場合の重油の供給の体制ですとか、あと、食事の食材の関係ですね、これも信号がとまっているということで配送会社のトラックが動かないということで、これが入ってきません。きょう報告を受けたのですけれども、あす以降の食材が入ってこないというような状況を聞きましたので、これからまたそういう食材の対応とか考えていかなければならないと思えますし、今後こういう状況が長く続くと、そういう食材とかの問題が出てくるので、そういったことも今後の問題となってくると思います。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） 私のほうから福祉施設等、民間の事業所関係の部分について答弁させていただきたいと思えます。

3時8分の地震発生後に、5時台と7時台に私のほうでグループホームを含めまして回らせていただいたところでございます。

各施設におきましては、自家発電等において対処をされていたという状況でございます。その時点では朝食をどうしようかということが一番施設としては懸念をされていた。ただ今回の場合はガスが使えたということがありましたので、ある程度の提供はできるだろうということで、それぞれの施設で苦勞されながら入所者の方々に提供されたものというふうに思っております。

問題といたしましては、自家発の部分での燃料、軽油と、それからガソリン、施設によって燃料の種類が違っておりましたが、実はどの施設も18、20リットルタンク一つぐらいの予備しか持っていないという状況がありまして、その容量にもよりますけれども、購入がどこでできるのか。足りなくなった場合、また長期化になった場合についてどうなのかということで、市内のガソリンスタンドのどこで購入することが可能なのかという問い合わせが2回目に回ったときにありました。

市内におきましては、明円スタンドと永田スタンドが自家発電等で可能ということの情報がありましたので、そちらを情報提供したところでございます。

また、今後、細かい部分、また長期化を含めた部分での対応とかについてもいろいろな問題が出てくるのかなと思えますので、改めて福祉施設と御相談をしてみたいと思えます。

先ほど申し上げたとおり、1日で済みましたので、電気が通電されましたので、食事の件等、改めて予想していなかった燃料の部分の部分をどうしていくかというところは、新たな課題といえますか、今回のことによってわかったという部分もありますので、その辺を検証してみたいというふうに思っております。

○議長（川野敏夫君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） 水道の情報、電気の情報、あわせてお答えしたいと思えます。

水道の情報につきましては、今、谷議員より錯綜していたということをお聞きしまして、その辺、周辺でそういう話があったというのは今初めてお聞きいたしました。

災害時につきましては、正しい情報というのが必要でございますので、その辺は十分周知しなければならない一項目だと思っております。

一時、水道の停止の可能性はあったという情報はあったのですけれども、その後、修復等なっておりますので、市のほうからはそういった情報は流していませんでしたので、この辺につきましては電気とあわせて、そういうライフラインの部分の状況がありましたらお知らせしていきたいというふうに考えております。

電気の部分につきましては、常時北電のほうに確認しております、なかなか電話が繋がらなかったり、つながっても担当のほうで情報がわからないというような部分で、なかなか詳しい情報が入ってこないのですが、常時北電とは連絡をとりまして、正しい情報がございましたら、いろいろな方法で皆さんのほうに周知していきたいというふうに考えております。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） 実は、施設等に入所されている方も含めて、それらの関係の施設にいる方々含めて、けが人だとか建物被害がなかったのかなというのが全然知らされなかったのですが、改めてその辺もちょっと伺っておきたいなと。

それと、一番懸念されていたのが、特に建物被害による火災ですね、やはり火災による大きな災害につながっていくことが懸念されますので、そこら辺の予防についての対応、それをなぜ私が今申し上げるかということ、冒頭に申し上げたように、余震が心配されるよということがあるものですから、この辺も徹底して各施設に再点検なり厨房の絡みなり図っていただければと、このように思いますがいかがでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） 大変申しわけありません。

私もその部分が一番心配なので、まず施設を回ったときには入所者の方々はどうかということはお伺いしました。たまたまどの施設についても問題がなかったものですから、先ほどの答弁で欠落をしておりました。大変申しわけございません。

やはり、施設の方々も入所者の方々が第一で考えておりましたので、先ほどちょっと支障があった問題点だけお答えさせていただきました。

今後につきましても、その辺また含めまして、先ほど申し上げたとおり、施設等とも今回での新たな教訓とか新たな発見、この辺についてまた検証してまいりたいというふうに思っております。申しわけございませんでした。（「火災予防について」と発言する者あり）

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） 火災も含めまして、今回このような大きな地震というのは経験がなかった部分でありますので、それについても、新たな形で想定をしなければならないというふうには施設側のほうでも考えていなかったと思いますので、その辺も含めまして、全体として今回の電気が通らないという問題に対し、これまではやはりどうしても水害が基本的な形で避難訓練、災害訓練を行ってまいりましたので、その辺も含めながら行ってまいりたいというふうに思っています。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） 今回、こんなに停電の時間が長くなるということは、私も余り経験のないことなのですが、いまだに停電が続いているということで、各家庭で保存している食

品、特に冷凍物なんかは、もう廃棄しなければいけない状況になるのかなと思うのですが、生ごみの処理負担ということで、かなり食材も買いかえたりとかとお金がかかると思うのですよね。

ですから、ごみの袋を長時間停電している家庭に負担するとか、あと、その地区に関しては指定袋以外でも収集できるような、そういったことも考えていく必要があると思うのですが、その辺についてはどうでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 小玉市民課長。

○市民課長（小玉和彦君） ごみの関係、生ごみの関係ですけれども、昨日、生ごみの回収を行っております。現在、砂川地区保健衛生組合のクリーンプラザくるくる、中間処理施設、こちらは停電中で、受け入れをしておりません。それで、滝川のほうもそうなのですけれども、停電で動いていないという状況でございます。

それで、今、停電が解消される予定のめどがつかないという状況でありまして、特に生ごみは昨日回収して、うちのほうでパッカー車でそのまま保存しているという状況ですけれども、そして、きょうは燃えるごみということで、砂川のほうで受け入れができないということで、うちのほうの上歌最終処分場のほうでとりあえず当面そこに捨てて、緊急回避するというようなことで進めているところでございます。

それで、今後もこのようなことがあるかもしれませんので、こちらについては、本日砂川保健衛生組合で各構成市町を集めて、当面どうするかということも協議しながら、それから今後のことも考えながら検討を進めていくというような状況になっております。

○議長（川野敏夫君） 小玉課長、袋の配付なんかは考えていないのかという質問です。

小玉市民課長。

○市民課長（小玉和彦君） 現在、まだそのようなことは考えておりませんが、そういうことの意味が多く出てくるということであれば、検討していきたいというふうには考えております。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

一 般 質 問

○議長（川野敏夫君） 日程第4 9月5日に引き続き、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

質問順序5、議席番号5番、谷秀紀さん。

一つ、国の政策である「まち・ひと・しごと創生法」の事業費を利用した雇用のための新規政策事業の推進の件について。

以上、1件について。

谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） 改めて、おはようございます。

ここで、若干質問前にお時間をいただきまして、このたびの台風21号及び昨日未明に発生いたしました震度6強の大地震により負傷されました方々、また、家屋等の罹災に遭われました方々にお見舞いを申し上げますとともに、特に尊い生命を奪われ御逝去されました方々には

心より御冥福をお祈り申し上げたいと思っております。

それでは、これより質問に移させていただきます。

件名1、国の政策である「まち・ひと・しごと創生法」の事業費を利用した雇用のための新規政策事業の推進の件について。

まず最初に、ちょっと枕言葉を申し上げたいと思いますが、「まち・ひと・しごと創生」は、平たく言うと人口減少や超高齢化などで地方が直面している深刻な課題を若い世代の将来に夢や希望を抱き、チャレンジしたいと願うような若い人たちにとって魅力あるまちづくり、人づくり、仕事づくりを国と地方が一緒になって今までとは時限の異なる大胆な政策を取りまとめて実行していくというもので、平成26年12月24日に第3次安倍内閣が発足し、第2次安倍改造内閣に引き続いて「まち・ひと・しごと創生」を政権の最重要課題として掲げ、3日後の27日には政府の人口減少対策と地方創生の基本方針となる「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と平成32年までの工程表となる具体的な施策の数値目標を示した5カ年計画の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び地方創生を支援する地方向けの新たな交付金などを盛り込んだ地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策を閣議決定して翌年の平成27年度より政府予算より人口減少対策と地域活性化対策に重点を置いて「まち・ひと・しごと創生」関係分には手厚い予算計上されていて、平成30年度において創生事業費は1兆円が計上され、内訳は地域の元気創造事業費が4,000億円程度で、このうち100億円程度は特別交付税で、残りの6,000億円程度については、人口減少等特別対策事業費として措置されているのが実情であります。

これらのことを踏まえて、当市も平成28年1月に歌志内市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、今日に至っているものと考えております。

そこで質問ですが、質問の1です。

当市の策定した創生総合戦略の中で、自治体を財政面で支援する国の地方創生推進交付金の活用を予定しているものが戦略策定事業の中に雇用に結びつくような新規事業について、現在どのような進捗状況になっているか伺います。

質問の2であります。

高齢化が著しく進んでいる現在において、福祉政策の充実が必要としている今日、高齢者のもとより、特に視覚障害者は国内で盲導犬を希望している方々が約4,000名と推定されておりますが、盲導犬は近年国内での活動数は約1,010頭と推定されているところから、待機視覚障害者が約3,000名ほどと言われております。

また、今後の高齢化社会に介助等の補助に必要とされ注目されております盲導犬等のラブラドルレトリバー、ゴールデンレトリバー犬を繁殖より育成及び老犬事業を国の「まち・ひと・しごと創生」の事業費に着眼し、旧西小学校校舎及びグラウンドを利用した全国初の国立盲導犬等の施設として関係機関に働きかけて実現させる考えがないか、伺いたいと思います。

以上、2件にわたってよろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） 理事者答弁、松井企画財政課長。

○企画財政課長（松井敬道君） 私から、件名の1、国の政策である「まち・ひと・しごと創生法」の事業費を利用した雇用のための新規政策事業の推進の件について、御答弁申し上げます。

件名の1の1、地方創生交付金を活用した新規事業についてでございますが、歌志内市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲載されている事業のうち、地方創生推進交付金を活用予定の特定事業は、現在のところございません。

推進交付金は、地方公共団体のみでの取り組みではなく、民間と協働して行う事業であるという官民協働という認定基準が設けられております。総合戦略策定時には、官民協働による特定の事業がございませんでしたので記載をしておりませんが、今後、総合戦略の基本目標を達成するために必要に応じて活用をしていきたいと考えております。

次に、件の1の2、国立盲導犬等施設の働きかけについての件でございますが、盲導犬等の実働数は約1,000頭程度で、議員御指摘のとおり、希望者に対し大幅に不足していると言われております。

現在、盲導犬の育成施設は、日本国内に国家公安委員会の指定を受けた11の法人がございしますが、盲導犬につきましては無償貸与が基本となっておりますので、法人の運営はそのほとんどを企業や個人からの寄付や募金、会費などで賄われております。

また、盲導犬の育成や訓練を行うには、施設や設備だけではなく、盲導犬訓練業務等を適正に行うための知識や技能者に加え、これらの業務を適正に確実に行うために必要な経理的基礎を有していることが求められておりますので、現時点で国立盲導犬等の施設設置につきまして働きかけの考えはございません。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） いずれの答弁にしても、何か前向きな答弁になっていないような感じがして聞いておりました。

そこで、まず総合計画にいろいろな事業が取り込まれておりますが、ただいまの答弁では、まち・ひと・しごと創生の推進について国の、企画財政課長も同じものを持っていると思うのですが、今年度の平成30年度版でもやはり地方交付税における算定という中で創生事業を利用した地域の元気創造事業費を活用したらどうだということも含まれて記述されております。

そして、せっかく国が全体的に4,000億円という予算をとってくれて、このお金を利用しないで、単費で当初の計画、総合戦略でやるとしたら、今日までのいろいろな財政等を含めて考えますと、なぜ地方創生を利用した事業を策定しなかったのかと。要するに、平成26年から創生事業のことについて国は検討しておいて平成27年から予算計上してくれているのですね。国自体がね。

そういったことも含めて、せっかくうちもこの時点から10年計画を起こしたわけですから、この中でこの事業をもう少し情報等をきちっととってやらなかった要因とか、そういうものは何であったのか、それを伺っておきたいと思えます。

○議長（川野敏夫君） 松井企画財政課長。

○企画財政課長（松井敬道君） まち・ひと・しごと創生事業ということで、今ほど議員おっしゃられましたけれども、まずこの部分、創生事業費と推進交付金とは別に分けていただきたいというふうに思います。

議員先ほどおっしゃっていたように、創生事業費、これにつきましては国で1兆円を確保しております。これにつきましては、特定の何かをやったことによって配分されるのではなくて、一定の人口増減の指標を用いて配分するので、それに基づいていろいろな事業をやりなさいということでございます。

それを用いまして、歌志内におきましても少子化対策とかそういう部分、これをやりなさいと限定されておられませんので、そういう部分を活用しております。

ちなみに、地域の元気創造事業費、国ベースで4,000億円、これにつきましては歌志内市に配分されているのは5,630万8,000円でございます。あと、人口減少等特別対策事

業費、国ベースで6,000億円、これにつきましては1億4,959万7,000円交付されております。

このように、人口を基本として交付税としてこの部分は色をつけずに配分されておりますので、こちらを活用していろいろな施策、特に人口減少対策等を行っております。

あと、もう1点のほうの地方創生推進交付金、これは1,000億円でございます。国のほうでは、先ほども申し上げましたとおり1,000億円の予算を計上しております。そのうち事業費は2,000億円ということで2分の1の持ち出しがございます。

あと、先ほど申しましたが、その中で官民連携という部分で、民間の参入を前提にしている部分がほとんどでございますので、その部分につきましては、なかなか市のほうでやりたいと言いましても手を挙げていただいたり協力していただくというところが、体力的な部分もあるのかもしれませんが、その部分がなかなかないものですから、今の時点で推進交付金に該当する事業がないということでございます。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） 当市の総合戦略の中で、国及び北海道の総合戦略に勘案しつつという記述がありますね。そして、効果的な施策を集中的に実施していくという基本的な考え方に基づき、対象期間は平成27年度から平成31年度までの5年間というように記述してあるのですよ。計画の中にね。ということになっておりますけれども、この中で雇用に結びつけるような新規事業の展開等の内容があるのですか。あれば示していただきたいのです。

○議長（川野敏夫君） 松井企画財政課長。

○企画財政課長（松井敬道君） 創生事業費につきましては、雇用だけではなくて、人口減に歯どめをかけるという部分がございます。

繰り返しになりますけれども、当市は今、教育に力を入れてやっておりますので、18歳までの無料化の部分とか、あと修学旅行費の助成ですとか、これらの部分につきましては、先ほど言いました交付税の部分、あと一部過疎ソフトという有利な部分がございますので、これを活用して推進をしているところでございます。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） 要するに、最初の答弁では、創生事業の予定はしていないよということの答弁が（「推進です」と発言する者あり）含まれていますよね。

それで私、質問の中には、創生総合戦略、当市の策定したという記述をしてあるのですよ。創生総合戦略の中で自治体を財政面で支援する国の地方創生推進における活用を予定しているものがあるかと伺ったところ、ないということですよ。

ですが、当市の策定した創生総合戦略の中での雇用に結びつくようなものはあるのですかと、改めてお伺いしたいのですが。

○議長（川野敏夫君） 松井企画財政課長。

○企画財政課長（松井敬道君） 済みません。ちょっと言葉足りなかったのかもしれませんが、交付税を利用した創生事業費、これにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、いろいろな事業をやっております。

ただ、御質問にありました推進交付金、こちらにつきましては、ある事業をやることによって補助されるような、2分の1補助ですから、その部分については官民協働の明確にうたって進めているものがないものですから、その部分についてはございませんということでお答えを申し上げました。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） それで、当市の総合戦略の中に、ところどころに歌志内ならではの魅力ある産業づくりの雇用を確保するというような記述がされておられるところがございます。

そんなことも含めて、実は2番目に質問している施設利用のこともあるのですが、とにかく雇用を確保しなければ人口も少しでもふえない。まさに国の総合戦略の交付税の中には、人口を主としてかなり訴えているところが間違いなく多いのですね。ただ、それぞれの自治体の事情等もありますから、自治体の経済力だとか、また自治体の財政力だとか、いろいろあわせていろいろな事業展開をそれこそ理事者のほうも考えているのだろうと私も理解はしておりますが、何せこのような関係の質問を他の議員もいろいろとやっているここ数年、進捗がいろいろと見えてこないものですから、あえて私、今回またこの雇用問題も取り上げてやっているのです。

2番目に移りたいと思うのですが、西小学校の校舎とかグラウンドというのは、私は一つの資源だと思うのですね。資源として意識しているのかどうかを伺いたいと思うのですが。

○議長（川野敏夫君） 松井企画財政課長。

○企画財政課長（松井敬道君） 資源として認識しているかということでございますが、これは前にも答弁申し上げましたけれども、企業誘致の際には使える施設だというふうに認識をしております。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） それで、資源としても認識されているのであれば、先ほどの答弁の中に働きする考えがないというような答弁でありましたが、こういう答弁をいただくと、質問するほうも何か気合いが入らなくて、今後歌志内の雇用対策はどうなっていくのだと。

ということは、常に市長の言葉の中にも雇用対策の話もちよいちよい出てきます。それから、他の課長職の方々からも出てきます。だけれども、歌志内というのは、人口イコール雇用なのですが、雇用イコール人口でもあるのですよね。だけれども、目に見えてこない。私もたしか3月定例会だと思いますが、目に見えてこなければ、市民は評価しないと思うのですね、行政の運営。だから、少しでも行政の運営に対して目に見えることをやるべきだと。

特に盲導犬の仕事については、先ほど答弁あったように、公益法人で全国で8カ所ございますね。そして、その関係団体が3カ所ぐらい確かにあるのです。ですが、やはり3,000名も待機者がいるとなれば、これは大きな私は事業として展開できるのではないかと着眼したのですね。ある面では北海道盲導犬協会に、歌志内に第2事業所をつくる考えはないかとか、そういう働きかけもあってもいいのではないのかなと私は考えているのですよ。

答弁の中では、それらのことには一切触れていませんけれども、やはり3,000名の待機者がいるということは、これは全国的に見ても大きな事業になると私は思うのですが、そういう考え方に立った視点でそういう働きかけ、関係機関にやるべきだと思うのですね。そのためにある面では特区を利用してやりなさいということもあるのですよ。

この特区の関係も、私初めて書類をとったら、地方特区というのは、国家戦略特区を使った地方創生というのはすごいなと思ってみたのですね。PRがいいのです、国の。まずは特区の提案をしてみようと、やりたいことがあれば。そういう地域の課題を解決するために思い切ったことをやってみたい。こういうようなPRが出ているのですね。

企画財政課長、特区について、この内容を読んだことありますか。ちょっと伺っておきたいと思えます。

○議長（川野敏夫君） 松井企画財政課長。

○企画財政課長（松井敬道君） 特区につきましては、詳しくはございませんが、テレビ等で

も国会等でもいろいろありましたので、特区の概要については読んだことがございます。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） 地方創生の特区の中に地域活性化に取り組む自治体を支援する仕組みになっておりますと記述してあるのですよ。だから、これはどういう仕組みなのだというのを伺ったことありますか。

○議長（川野敏夫君） 松井企画財政課長。

○企画財政課長（松井敬道君） 特区につきましては、たしか3種類ほどあったと思います。

それで、地方自治体が行うということでございましたので、先ほどの国立という部分につきましては、ちょっと特区の部分にはなじまないと思ひまして、それで国立の盲導犬の部分につきましては働きかけをする考えはございませんということで御答弁を申し上げたところです。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） 私も当然、最初の答弁で、国営の絡みで質問していますが、恐らく国営の絡みですから、できないという答弁は予想はしておりました。だから、それにかえて自治体でやったらどうかという質問をしたいのですよ。いかがですか。

○議長（川野敏夫君） 松井企画財政課長。

○企画財政課長（松井敬道君） 盲導犬の部分につきましては、私も専門家でございませんでわかっている範囲での御答弁になりますけれども、盲導犬を訓練する施設といひますのは、道路交通法、公安委員会が所管するところでございますけれども、その中では一般社団法人、一般財団法人及び社会福祉法人ということになっておりますので、そういう部分では地方公共団体はこの中には含まれておりませんで、そういう部分では現状では難しいのかなというふうに考えております。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） 今、企画財政課長の答弁では、現状では難しいというよりも、中身を研究してみるとか、そういうことをやらないからそういう答弁が出るのではないですか。私はそう感じるのですよ。中身を研究したり、前向きに、これはどうなっているのだと関心を持ってやるのがまず第一だと思うのです。

内閣府では、特区の仕組みのことに物すごい我々素人でもわかるように書いてあるのですね。思い切った事業をするため、国の制度を変えたいのですと。簡単に事業を教えてください、この規制改革が必要ですねと。そして内閣府では、特区について詳しく出ているのですね。

実は私、理事者の方に一部渡している方がいるのですよ。それで一応、研究してみてくださいということ。

それで、先ほど冒頭見たら、地域の課題を解決するには思い切ったことをやってみたいというのが、当然この盲導犬の施設、私はこの一つにはいると思うのですね。私はやってみたいと思ひます、個人的には。

行政が動かなかつたら、内容的にもそれこそ進まないし、それこそ実施もできないし、それでここにとりあえず内閣府に相談しようという提案の準備をこうやってくださいとかいろいろ書いてあるし、総合特区制度の概要には先駆的取り組みを行う実現可能性の高い区域に国と地域の政策資源を集中しますとなっているのですよ。これまで国がPRしたものを出しているのですよね。だから、私は言っているわけで、現在、第1次指定で都道府県市町含めて26件、それで第2次指定で6件ですか。全部で32件、国から支援を受けているのです。

だから、こういうことをしっかりと企画で着眼していろいろやると、今の西小学校のああい

う施設をずっと放置しておかなくても、実は国に、これだけ3,000人の方が待機者がいるのですよと、だから自治体でもこの盲導犬の事業をやりたいと、それで国も支援してくださいと。国も3,000人もいるのであれば、動きは私は出てくると思うのですね。自治体の理事者だけで動くのが困難であれば、例えばいろいろな政治家にお願いするとか、それがやはり事業の展開のセオリーでもあるのではないのでしょうか。

まず、やってみるということが全く見られない。このことを私はやはり指摘したいのです。私は、これはいい事業だと見ているのです、個人的にはね。皆さんから見たらどう思うかわかりませんが、やはり西小学校は何年も放置しているわけですから、あれを放っておく手はないと。あれはもう本当に私は資源になると思っていますのですよ、そういう事業の。

くどういようですけれども、やってみるという気があるかないかですね、この答弁をいただきたい。

○議長（川野敏夫君） 松井企画財政課長。

○企画財政課長（松井敬道君） まずやってみる気があるかどうかということでございますが、質問をいただいてから、私、特区とあと盲導犬について、少しですけれども勉強をさせていただきました。

特区につきましては、国家戦略特区という部分と構造改革特区、そして総合特区というものがあつたと思います。

国家戦略特区につきましては、地域が指定されていますので、この部分はなかなか難しいのかなと。

あと構造改革特区、これは自治体からの提案によりまして実情に合わなくなった規制を緩和してこれまで実用化できなかったことを特別に行うものということで、これは自治体でやるというようなことになるかと思ひます。

あと、総合特区、議員がおっしゃっていた部分、これにつきましては、実現性の高い先駆的な取り組みを行う地域に規制制度の緩和を加えまして、税制ですとか財政、金融上の支援を行うという、こういう総合的な支援を行うという部分で二つのパターンがございます。

国際戦略総合特区、あともう一つは地域活性化総合特区ということでございますけれども、この部分につきましては、先ほど言いました税制ですとか財政、金融上どういふうに結びつくのかということまではちょっと結論が出なかったもので、あと、質問の内容につきましては国立ということでございましたので、その部分はなかなか難しいのかなというふうに思ひておりました。

あと、先ほどの、昔で言う公益法人等につきましては、今盲導犬の施設につきましては11法人ございまして、施設としては14カ所あるようでございます。こちらにつきましては、いずれも先ほども申し上げましたように、収入につきましては国からお金をもらっているというのではなくて、寄附金ですとか募金、会費で行っております。

ある団体に確認したところ、その部分につきましては、ほとんど95%ぐらいそうであつたということでございました。自治体から電話したということでございますけれども、それであれば、学校というよりも訓練士の育成の部分に何とか支援をしていただけないかというようなことを言われましたので、そういう部分では、市でやるというよりも募金とか広報活動とか、そういう部分をやっていくべきではないかというふうに思ひております。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） 私も、実は盲導犬に対しての資料を取り寄せてみたら、すごい枚数、このぐらいの枚数あるのですよ。法関係も含めて。

それで、先ほど全国の盲導犬の育成団体というのは、公益財団法人が9カ所ですね。それから関連団体が4カ所になっているのですね。この資料で見ますとね。

ただ私も、盲導犬に関する資料を初めて読ませてもらって勉強したのですが、やはり先ほどから言っている西小学校、あれは私は資源として、これは本当にこの事業にがっちり当てはまるのではないかというふうに思ったのですよ。ではどれぐらい待機者がいるのだといたら、先ほどもお話ししたように3,000名もいると。

だから、初めに言ったのは、国のと言ったのは、私あえて最初の答弁に持っていったのは、やはり意図的に私は国の運営は全くしないだろうというのがわかっていてした質問なのですが、それにかわって、先ほども質問しています自治体でどうなのだと、やればできる事業ではないのかということなのですね。

それで特区の関係も、私もそれこそある国会の先生方にも何人か聞いてみたのですよ。「どうですかね、この事業を自治体でやる」と言ったら、「おもしろいね、いい着眼だね」と言われたのです、実は。「やってみる値あるのではないのか」と。

国の特区のことをいろいろ書いているけれども、まず気になったのは、とりあえず内閣府に相談しようというキャッチフレーズですね。これらも企画ではしていないと思うのですね。こういう事業をやりたいと思うのだけれどもどうなのだろうと、この特区使えないのかと、そういうことから進めなければいけない。

それで、歌志内はこういう環境の自治体ですと。そして雇用もないと、この事業をやることによって犬関係の事業者だとか若い人の雇用だとか、非常に期待できるのではないかと、こんなふうに私は考えての今回の質問なのです。

過去に、一戸建ての提案もしました。それから、ツツジの問題もしました。何一つ目に見えたものではありません。私は人口対策だとか、やはり雇用対策だとか、思っ一議員としていろいろな政策を提案したところがございますが、これは私はもう最後の切り札だという思いで犬の事業を提案してみたのですよ。

まず、プロジェクトをつくって、この関係についてやる気があるかないかをお伺いしたいと思います。やる気がなければ、私は質問を打ち切ります、もうこれで。このぐらいやっぱり真剣に私も考えているのですよ。この歌志内を愛して。

全く前向きな答弁がないから、ただ絵に描いた餅のように答弁されているのですよ。研究してみるとか、内閣府もまず相談しなさいとなっているのだから、こんな事業でもどうですかとか、うちは本当に過疎で人口もどんどん減っていくし、ここで歯どめかけたいと、国の関係者に何とかお願いしますよと、こういう特例あってもいいのではないかと、やるだけやってだめだというのだったら、これはしようないですよ。お上がだめだというもの、やれるわけない、実態は。

だから、そういう危険性もあるかもしれません。とって、これを言ったからと処罰あるわけではないのですから国から。やはりやるべきことをやってから、こうなのだとされるのなら納得するのですよ。やるべきことをまず進めないでいるのであれば、何を提案しようと、何を理事者に言っても、魅力のないまちになってしまう、全く。

理事者のほうもいろいろと考えているのは確かで、総合戦略でいろいろ記述してあります。だけれども、実際に総合戦略で、僕は前にもお伺いしているのですね総合戦略で。ほとんど実施できていないでしょう。前半で。そういうこともあるから、あわせて言っているのですよ。

もう一度、しつこいようですけれども、この事業を考えてみる、やる気があるかないか、国に働きかけてみる、これがあるかないか、お伺いしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） お答えいたします。

雇用含めて人口増をどう考えているかということは、先日来お答えしていると思いますが、一つには産業興し、それから一つには移住を図る、こういうことだと思います。

歌志内の場合は、雇用を生み出しても市外からの通勤という、そういう形で流れるというケースがございます。したがって、産業興し、全てが100%歌志内に定住してくださるという環境にはないということは、これは歌志内だけでなく、この周辺自治体がともに抱えている問題だと一つ考えております。そういう意味で、いかに現在歌志内に通勤している方を歌志内に移住していただくか、こういう政策も一つ大きいものではないかと、そのように考えております。そういう意味で、両立していかなければならないのかなというふうに思っています。

今、議員の盲導犬に関する質問でございますが、私どもも西小学校の活用については、手をこまねいてみているわけではございません。農業関係を含めていろいろ情報収集をしているところでございますが、ただ、西小学校の立地場所として周辺に住家が多数ございます。したがって、いろいろな角度から検討するのはもちろんでございます。まず、周辺に居住している方に受け入れていただける、そういう内容のものをもってまずは考えていかなければならないだろうと。どんなすばらしいものであっても、住民から拒否されるようなものでは困るというふうな考え方を一つは持っております。

この盲導犬の関係につきまして御質問がありまして、庁内でもいろいろ議論を行いました。ただ、この盲導犬というのは、まずスタートはブリーダーというところから入ってくるわけで、子犬をある程度のレベルまで飼育していただいて、それから調教に入ってくると、こういうことは御承知のとおりでございます。

したがって、例えば3,000人がおいでになると、例えば500頭、100頭という、そういう規模での育成ということになりますと、それだけのブリーダーの確保ということが果たして可能なのだろうか。それとあわせて、飼いつ放し、送りつ放しということには私はならないと思っているのです。最後まで、この盲導犬というのは一定の年数、体力が落ちますと引き取らなければならないのです。引き取ったところが、この育成した施設で引き取るかということ、決してそうではないわけです。最後までお世話をする、目を落とすまできちんと見届けるという、そういうところまでトータルして初めてそういう生き物を世に送るという、そういうものだと私は認識しております。

議員の御質問ですから、さらにそういう可能性がありやしやということの内閣のほうに私出向いて確認してくるということはやぶさかではございませんが、生き物ということになりますと、下の始末を含め、体のケア、そういうことを含めた大変なものが出てくるのかなと思っておりますので、その辺を含めてちょっと育成しているところの情報を収集してみたいと、そのように思います。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） 今の市長の答弁を聞いていますと、何か周辺、もちろん周辺対策だとか下々のものがあるというのは、私、当初質問のところで、こういうふうに質問しているのです。要するに、繁殖より育成及び老犬事業と言っているのです。老犬事業というのは、今、市長の答弁にあったように、最期をみとって、その施設もみとりをしている。だから、繁殖より老犬みとるまでの事業展開をしてはと、私冒頭から質問しているのです。

そして、強いて言えば、周辺対策なのですが、この犬の種類はほえないというのが一つあり

ますね。すごくおとなしい。おとなしいし、懐っこいから、この事業に向いているのだということに着眼して、北海道盲導犬協会は何十年も歴史を持っていると思うのですよ。他の犬もいますけれども、盲導犬にするためにはそういう育成をしていくわけですから。

そういうことで、やはり大事なことは、事業をどうなのだと、この事業はどうなのだというのを、先ほどから言っているように、入り口から一回調査をするということが大事でないのかと。そして、これでだめだったら仕方がないねということも私言っているのですがね。

市長も内閣のほうに出向くと、営業ですね一つのね。僕は大事なことだと思うのです。市長ばかりでなく、市長のいろいろとおつき合いのある方々、力のある方々を連れてどうだということも一つの手法だと思いますし、やはりそこからやってみて、先ほども言っているように、歌志内の実情をしっかりと説明して、この事業を何としてもやりたいと。

それで私は、盲導犬の資料をとってから、いろいろな方に聞きました。そうしたら、ほとんど100%「いい場所だね」と言っているのですよ。環境的にもいいのではないのと。そして、不足しているのは何で不足かということは、人材の問題もあるらしいのですよ、育成するための。だから、そういう育成を1から始めることによって募集して、そしてやると。それで支援をせよと。

やはり3,000名というのは、ある面で国に対して武器なのですよね。3,000人も待機しているのは、福祉施設、これはおくらしているのですよ、日本はもっと。これを私も自治体でやろうとしているのだから、国ももう少し理解してくださいよの話で持っていけば、動くのではないかなと。

それで特区の中にいろいろなことが書いてありますけれども、私は内閣府を動かせるものがあるような気がするのです。だからまずやってみるか、やってみないか。やってみてやはりできないとなれば、本当にくだいようですけれども、諦めるしかない。

だけれども、今もう歌志内は何かにつけて挑戦して、一つの目に見えたものをやらなければ、本当に魅力のないまち、教育関係は大事です。もちろんこれは言わなくても当然のことです。日本の国家を背負っていく子供たちを育成するわけですから、これは言うまでもなく本当に大事な事業ですが、やはりそのほかに人口も少しでも定着、そして雇用に広げると、こういうような事業を展開しなければ、ただ、あの資源を、建物施設の資源を放っておく手もないと思うのですね。

やはりここをぜひ、市長トップに立って、内閣府にこういう事業を何とかできないですかと、何らかの角度でやって私はいただきたいと思うのです。

市民の皆さんには、「本当にこのまま行くとどうなっていくのだろうね、歌志内の将来ね」と、すごく危惧していますよ。ある方なんか、極端なことを言います。「何も魅力のないまちにいたってしようもないもね。だから引っ越ししていくのだ」と、捨てぜりふのようなことを言われたこともあります。飛び立つとしたら何を言っても構わないというような言い方ですね。こちらから見ればですね。私もきつく今質問していますけれども、もう本当に、やはり市長、ぜひこの事業を考えてみてくださいよ。そして考える前にもし不安であれば、こういう事業を西小学校でやりたいのだけれどもと、市民の皆さんにも聞いてみてくださいよ。どのぐらい反対者がいるか。そして内閣府に、市民にいろいろと聞きましたところ市民もこれだけ、反対の場合は別として、賛成者がいれば、これだけの賛成者がいるのですと。何とかこの事業を生かしていきたいから、ぜひ頼みたい。

私はそのように思うのですが、市長もう一度これに対する熱意、事業に対する、私いい政策だと思っているものですから、力入れて今お話ししているのですが、いかがですかね。

○議長（川野敏夫君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） 西小の活用については、私はこの盲導犬に限った考えは持っておりません。いろいろな角度からいろいろな事業を多角的に考えていかなければならない。その中で何がいいかということのをこれから全体として考えていかなければならないかなど。

ただ、盲導犬の事業に関しましては、先ほど課長からも答弁がありましたように、経理的な基盤というものがきちんとそれに備わっていくかどうかという経営の内容につきましても、やはりきちっとしたものを持った上でなければ、なかなか内閣府に相談に行くといっても、ただ漠然とよろしいでしょうか、何とかありませんかということには私はならないと思っております。

内閣官房のほうからも、先日歌志内にお越しいただいたときに、「いろいろなことを考えてごらん、応援するから」ということは言われておまして、そういう中から空知炭礦の露頭の視察ですとか、ブドウ畑の視察ですとか、こういうものを見てお帰りになったわけですが、それ以外に、私どもも西小初め、市内のいろいろな施設を活用してどのような産業興しができるかということのをいろいろな代議士を通したり、国のほうから情報をいただいて検討しているところでございます。

とは申しながら、民間とともに事業を展開していくということになると、そこに民間資本の問題も出てまいります。そういうことをやはりともに協議をしながら、その可能性というものを現在追求しているところでございますが、いずれにしても、全体を見た中でその西小の活用というものがどう生かされていくかということのをよく庁内議論を進めて、その上で国のほうへ情報収集なり御相談に伺うということは決してやぶさかではございません。

しかしながら、何もしてはいないではないかということではなくて、少なくとも庁内議論が途中までしか進んでいないものを市民の皆さんの前に行って、あれもやっています、これもやっていますと、あえて私は企画途中のものについて申し上げることによって、逆に市民の方が混乱するのではないかというふうに思いますので、ある程度の形が整って、これは説明ができる、そういう中からさらに選択を進めていくという、ある程度の姿が見えなければ、なかなかそういうものをオープンにしていくというのは難しいのかな、そのように思っております。

いずれにいたしましても、国のほうに出向くということになりますと、ある程度の質問された場合にきちっとお答えできるような、そういう裏づけを持っていかなければならないなど思っていますので、この件に関しましても時間をいただいて、庁内において検討してみたいと、このように思います。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） 市長、漠然として持つていくわけにはいかないと、これは当たり前のことですよ。だから私、企画課長に先ほど質問しているのは、入り口から研究してと言っているのですよ。やはりそういうことを積み上げていって、この事業どうでしょうかとやはり説明できる、そして説得力のあるものを持つていくのが行政の力でもあるし、そういうことだと思うのです。やはり中央に行く場合には。

そして、企画途中と言うけれども、私、今話したのが初めてなのですね。どのことが企画途中で答弁されたかわかりませんが、総合計画の中でいろいろやるのは、上げての企画途中です確かに。私、この盲導犬の関係はきょう初めて提案しているわけです。企画途中でも何でもありません。

それから姿を見せるまでにはということ、だから姿を見せるために入り口からきちっと練って行って、それをやると。

それで、私は先ほど質問しているのには、例えば盲導犬協会に歌志内事業所を設けるのはできないか、要するに、支店とか営業所みたいなものですよ。そういうことも働きかけるべきではないかという質問もしているわけですよ。そういうことも一切含めて、ある程度私も質問して言っているわけですね。

だから、市民とのいろいろな方向づけももちろんそうです。研究してみて、やはりこの事業はこうこうだと、いろいろと市民の皆さんの声も聞いたり、庁内協議もしてみたり、そしていいなと思ったらやっってくださいよという話を前提にして言っているのです。できないものをやっってくださいよなんて言っていないです。

私はいい事業だなと、いい政策だなと思っているし、このことによって雇用は相当生まれるなど。だから、何事もやはり事業をやるには一からです。会社だって興すのは一からです。要するに、会社をつくるのには法務局に行って登記して、それでやって、そして資本金決めて役員決めて社員募集して、みんなそうやってやってきているのですよ。何でもそうだと思うのです。一から十まできちっと段階を踏んで、ようしということを進めるのが事業です。

だから、企画の途中だとか漠然として行かれないとか、こういう種の答弁をいただくとは僕は思っていなかったです、正直言って。その前に、例えばこの盲導犬を、先ほども言ったように、施設のあるところに事業所として、歌志内のこの施設を使ってやってくれないかとか、そういう努力が全然見えてこないのですよね。

市長からは、トップダウンで市長が答弁すれば、それまでですから。やはり今、市長の答弁を聞いたら、もうやる気ないなというふうに私は感じました。正直言って。やはりそこを曲げてやってほしいなというのは、本当に私の切実なるお願いです。一市民としても。

ぜひ私は、この事業は、営業所にしてもらうにしても、現実にやっている、人口増というよりも若い人が集まると思うのです。パピーウォーカーだって、1年ぐらい預けて育成させたら交流人口もできるし、そしてこれをやることによって、犬関係も事業所も関心を持つと思うのです。事業者も、犬に関する。だから、そういういろいろなものが生まれてくるような気がするのです。それこそ企画でもう少し前向きに検討して研究して、私はやっていただきたい。本当に思います。

もう歌志内、やはり各市民の皆さんから本当にいろいろな話が寄せられますけれども、その中でこれはという政策も提案したいなど、常に私もいろいろな政策についていろいろな文献を読んだり、これは歌志内にどうだろうとか、いろいろなことを考えています。その思いついたのが、前回ちょっと言ったツツジの話もそうですよね。だけど、これも恐らくやる気ないなど。

犬のことも3,000名の方々が待っているという背景がありますよね。この背景をどう考えるかということですよ。この背景については、国を動かすこともできるのではないかと僕は思うのです。この3,000人が待っているという背景は。福祉政策にも合致するし、ましてこれから高齢化社会に向って、要するに介助犬も必要になってくると思うのです。家の中で、高齢者の。これは事業としてできると思うのです。こういうことも。だから、そういった多岐にわたってやればいろいろなことがこの犬にかかわって事業展開が期待できると私は見えています。

問題はだから研究して、できないものは先ほど言ったみたいに仕方ないのですが、まずやってみるといえることが必要ではないかと思うのですがいかがですか。最後にご答弁いただきたい。

○議長（川野敏夫君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） この盲導犬に限らず、いろいろな部分についてチャレンジしていかなければならないと思います。

そういう意味で貴重な御意見としてお受けして、庁内で皆さんで意見をいただきたいと思います、このように思います。

○5番（谷秀紀君） 終わります。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さんの質問を打ち切ります。

ここで、10分間休憩いたします。

午前11時12分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（川野敏夫君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

質問順序6、議席番号6番、本田加津子さん。

一つ、小さくても魅力あるまちづくりについて。

一つ、健康で心ふれあうまちづくりについて。

以上、2件について。

本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） 通告に従いまして質問させていただきます。

件名1、小さくても魅力あるまちづくりについて。

全国的に少子高齢化に伴い、人口減少が社会問題になっており、多種多様な取り組みを講じております。

歌志内市では、乳幼児から高齢者まで安全で安心して暮らせるコンパクトシティをつくるためにさまざまな施策を実施されておりますが、人口流出に歯どめがかからない状況は今なお続いており、住民ニーズの把握により一層力を注ぎ、住民サービスの向上が求められております。

そこでお伺いいたします。

①歌志内には、スーパーやホームセンターのような店舗がなく、個人商店やコンビニエンスストアなどで食料品や日用雑貨品などを購入しておりますが、自家用車を所有していない世帯などは必要なものが必要なときに購入できない状況にあります。

このような買い物弱者への対応策として、歌志内商工会議所とさまざまな協議や研究をされていると思いますが、現在の進捗状況についてお伺いいたします。

②市営住宅では、入居者の負担軽減を目的として、共用灯に関する電気料金の負担を実施しておりますが、全ての共用灯をLEDにかえる取り組みも必要ではないかと考えます。お考えをお伺いいたします。

③ことは、北海道でも気温が30度を超える日が数日間続き、熱中症にならないように水分補給などの注意喚起がありましたが、歌志内市の市営住宅では、冷房機器の設置について届け出申請があれば設置可能か、お伺いいたします。

④在宅高齢者支援事業として、見守りボランティアが独居高齢者を対象に安否確認や話し相手、相談相手などになり、安心感と孤独感の軽減を図り、在宅生活が継続できるように支援しておりますが、それ以外にも平成29年3月にコープさっぽろと高齢者のための地域見守り活動に関する協定を締結されています。

そこでお伺いいたします。

コープさっぽろ以外に協定を結んでいる企業などがあるか、お尋ねいたします。

件名2、健康で心ふれあうまちづくりについて。

本年度の市政執行方針で、病院事業についての記述があり、市内の基幹病院として市民の初期医療を担うため、診療体制については、内科、小児科の2科診療、入院病棟は医療療養病床60床で運営するとともに、医療体制につきましては、診療に支障を来さぬよう医師を初めとする医療従事者を確保し、安定的な医療の提供に努めてまいりますとありました。

そこでお伺いいたします。

①行政常任委員会で、入院患者に提供する給食について伺った際に、調理員不足のため、現在は以前のような給食の提供ができていない状況と聞きました。

調理員の補充については、歌志内市のホームページやハローワークを通じて求人掲載しておりますが、応募状況についてお伺いいたします。

また、以前のような給食の提供が可能な調理員体制がとれるのか、お伺いいたします。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 理事者答弁、平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） 私のほうから、件名1、小さくても魅力あるまちづくりについての①買い物弱者への対応策ということで、商工会議所との協議、研究に係る現在の進捗状況ということでございます。御答弁申し上げます。

買い物弱者への対応策につきましては、昨年の第4回定例会におきましても、本田議員に對しまして御答弁させていただいたところでございます。

それ以降も、商工会議所と協議を続けているところですが、現在のところ、具体的な支援策を講じるには至っていないのが実情であります。

一方、道内においては、自治体と社会福祉協議会、商工会議所など、地域関係者が連携して宅配サービスや買い物送迎などを積極的に取り組んでいる事例が多くありますので、現在それらを参考にしながら新年度での事業の具体化に向け商工会議所と協議を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 私のほうから、1、小さくても魅力あるまちづくりについて②のLEDにかえる取り組み、また、③の冷暖房機器の設置についてを御答弁申し上げたいと思います。

まず、②全ての共用灯をLEDにかえる取り組みについてですが、現在、市営住宅敷地や市道等に設置されている防犯灯のLED化を順次計画的に進めており、市営住宅の共用灯については、今のところ防犯灯のLED化を終了した後、計画的に進めてまいります。

③でございますが、冷房機器の設置についてですが、冷房機器に限らずその他機器類についても、申請があれば設置方法などの内容を検討し、住宅の構造などに問題がないと判断された場合で設置を承認しております。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） 私のほうから、件名1、小さくても魅力あるまちづくりについての④高齢者の見守り活動の協定に関して御答弁申し上げます。

高齢者のための地域見守り活動に関するコープさっぽろ以外の企業協定につきましては、平成29年4月26日に北海道新聞販売所である市内の大浦新聞販売所と、平成30年2月21

日には日本郵便株式会社と協定を締結しております。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 金子市立病院事務長。

○市立病院事務長（金子浩君） 私のほうから、件名2、健康で心ふれあうまちづくりについての①について御答弁させていただきます。

調理員が退職したときの補充につきましては、市の広報やホームページ、ハローワーク、新聞折り込みのエスタニュースなどで募集を行っておりますが、応募者が少なく、個人的に声かけをして応募してもらっています。

しかし、応募者の中には、子育てによる時間制限や扶養にかかわる所得制限などにより短時間での勤務を希望するため、フルタイムで勤務できる調理員の採用には至っておりません。

また、調理員体制につきましては、以前はフルタイムの調理員3名とパートの調理員3名体制で院内調理を行っていましたが、フルタイムの調理員が1名退職したことにより院内調理ができなくなり、現在は、副食を購入し患者さんに食事を提供しております。

市立病院といたしましては、患者さんに対してサービスが低下しないような方法がいいのか、例えば直営がいいのか、業者委託がいいのかなど、院内で研究していきたいと考えております。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） ありがとうございます。

それでは、再質問のほうに入らせていただきます。

まず最初、①の買い物弱者への対応についてだったのですが、商工会議所のほうでは日々いろいろ協議をされていて、なかなか先に進めないような状況があるのかなというふうに考えます。

例えば、商工会議所の会員の中で今後歌志内で移動販売のような形で市内を巡回したりというような提案があれば、行政としてはどのような支援策とか、どういうことを支援していくというような具体的な考えはあるのでしょうか。これからそれとも考えるということですか。

○議長（川野敏夫君） 平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） なかなか買い物弱者に対する取り組みが進んでいないというところでございますけれども、昨年12月、本年2月、商工会議所とともに市内の事業所を歩いて要望聞き取り等の調査も実施しております。こういったこともベースにしながら、商工会議所のほうと話し合いをしております。

ただいま議員おっしゃられました移動販売車の車両購入の関係、これも含めて、また宅配サービス事業にかかる人件費だとか燃料代、また従業員の資格取得等のスキルアップにかかる費用、こういったものが事業所のほうからの要望としては上がってきておりますので、これらを商工会議所とともに今現在研究をしているところでございまして、先ほども御答弁いたしましたけれども、新年度の実現に向けて、現在、検討を進めていると、そういうところでございます。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） わかりました。

あと、買い物対策ということで、商工会議所との協議が中心になっているのかなというふうに思うのですが、日本社会福祉協議会の活動事例というのを見ますと、社会福祉協議会が買い物弱者に対する支援を実施しているというような事例もあります。

そこで、歌志内市社会福祉協議会とは、こういった買い物弱者についての対応について協議されたということはあるのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） 現在、市と商工会議所と協議している中では、まだ社会福祉協議会との意見交換的なものは行った経緯はございません。これからちょっと制度を煮詰めていく中で、必要がありましたらお話をお聞きしたいなというふうに思います。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） 現在、市内の個人商店ですとかコンビニエンスストア、あと生協の移動販売が市内に入っているんで、若干市民の方の対応というのは実施しているのですが、例えば市内で、現在、宅配を実施しているコンビニエンスストアなんかでは、顧客から電話で注文を受けて、その受けた商品をお届けするのですが、だんだん顧客の高齢化というものに伴って、注文を受けた商品を配達したときに、これは注文していないとか、注文したのに届いたものが自分が言ったものと違うとか、そういった小さいトラブルも実際発生しているのですよね。

それで、やはり顔を見ながら、自分で商品を手にとりて買い物するということがこれからは必要になってくるのではないかなというふうに考えるのです。

そこで、ぜひ社会福祉協議会ともこのようなことについて協議をしていただいて、歌志内市、歌志内商工会議所、歌志内市社会福祉協議会、こういったところがいろいろな知恵を出して連携していくことでより一層いいものが出てくるのかなと思うのですが、今も、これから考えていきますということだったのですが、それについては早々に進めていただければいいのでしょうか。三者で協議をするということは。

○議長（川野敏夫君） 平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） ただいま議員おっしゃられました高齢化した方とのトラブルの関係については、商工会議所のほうでも把握されているということでございます。

今、議員おっしゃられた部分につきまして、早急に商工会議所のほうに申し伝えて、実現できる考え方で進めていきたいなと思います。

○議長（川野敏夫君） 三者の連携ということですけども。

平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） 三者ということで、商工会議所と市と社会福祉協議会からの御意見もいただくという考え方で進めてまいりたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） あと、買い物弱者を支えるというこういった観点から、社会福祉協議会が買い物支援事業を支えるスタッフ、こういったものを育成しているという取り組みの事例もありました。

このような取り組みを実施することで地域の高齢者を地域の住民が支えていこう、こう考えるスタッフが育ってくるのではないかなと思うのですが、こういった買い物支援についての仕組みづくりというのは、何か協議されていることはあるのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） 今の買い物支援スタッフ、言うなれば人の部分をつくるという部分は、正直言って協議をしたことは、これまでございません。

社協の中で私が会議に出ている中での話からすれば、基本的に買い物の部分では移動販売、宅配、それから買い物の代行、そしてよく言われるのが交通手段ということでの話が出ま

した。

会議所といたしましては、今現在、話の中で出ているのは、先ほど宅配等コンビニ等の部分で高齢者の問題については、ここは耳にしているところでございますけれども、社協が行う事業の中で、言うなれば販売を例えできないのか、野菜の販売ですとか、時期的なことはありますけれども、その中に取り入れることはできないのかと、このような形での協議はしておりますけれども、人材育成の部分については話し合いをしたことは今のところございません。

先ほど、商工会議所と三者連携という形がありましたので、その部分について、その課題としている一つの問題として、その部分を今後協議してまいりたいというふうに思っております。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） 現在、歌志内市では多くの市民の方がボランティアという形で活動されて、よりよいまちづくりのために御尽力いただいていると思うのですが、意外と高齢の方の活動が多いように見受けられるのですよね。

こういった買い物支援事業を支えるスタッフの育成講座、こういったものをこういった機会を提供することで、実際、市外でパートなんかされている方ですとか、そういった若い世代に呼びかけて、自分の町で地域のために活動し、なおかつ収入を得ることができるような、こういった仕組みをつくっていくことが次の世代を担う若いスタッフがどんどん育っていくのではないかというふうに考えます。

そこで、ぜひ社会福祉協議会が中心となってやっていくことができれば、このスタッフ養成講座事業、こういったものもどんどんやっていただきたいと思うのですが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） 実は、ボランティア活動というのは買い物だけではないのですが、これからの高齢社会の部分の中で、ボランティアは今無償でなっていますが、これを今度有償にしていくという形で、おくれればせながら昨年度から地域の町内等の皆様にも御案内をして、有償ボランティアについても皆さんに知っていただくということで、年に1回、2回の形ではありますけれども、今年度についても町内会の方々にも入っていただき、福祉関係者だけではなくて、この辺についても今勉強といいますか、情報を提供しながら進めているところでございます。

歌志内の風土的なことなのか、炭鉱町独特の風土なのか、有償ボランティアになかなかなじみがない。ただ、今我々が言っているのは、将来はどうでしょうか。今はまだお元気な方々が動ける、だけれども、やはり将来を見据え形ではいつまでも無償ボランティアではなかなか厳しい。有償ボランティアをやはり取り入れていくことも必要になってくる。また、違う仕組みも考えていかなければならないのかなというふうに思います。

先ほども申し上げましたけれども、買い物に限らず、この辺についてはどのような形で人材育成、スタッフ、高齢者の方が元気なうちに動ける形で、いろいろな形で協力していただけるうちはいいですけれども、やはり次の世代につなげていく部分が重要なことではあるかなと思っておりますので、その辺も含めながら買い物の部分を中心に三者で協議を進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） やはり高齢になっても買い物は自分でしたいと、商品を手にとって買いたい物を選んで、この食材を使ってこれをつくろうとか、買い物したものの金額の計算を

したりとか、買い物をするという事は結構頭を使いますので、認知症の予防にもつながってくるのかなと。

また、移動販売などが地域、自分の住まいのところに来ると、地域の方と会話する機会というのもふえるので、引きこもり防止、こういったものにもつながってくるのかなと思いますので、ぜひ商工会議所、社会福祉協議会、いろいろな観点の見方があるのでいろいろな意見が出てくると思うのですよ。

また、住んでいる人、実際に移動販売を使いたいと思っている人の意見なども聞きながら、ぜひいつまでもこの町で暮らせるようなまちづくりということに取り組んでいただきたいと思っています。

続きまして、②の共用灯、こちらのほうだったのですが、先ほど答弁いただきまして、街灯のほうからやって、その後順次ということだったのですが、大体いつぐらいから住宅のほうにかかれそうな予想でしょうか。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 現在、市内の街灯においては、2ないしは3年程度かかってやっと今現在、美山、神威地区まで進んできてございます。

年間、おおむね300万円から400万円程度の金額を想定して発注しているところでございますので、市内全域となりますと、まだまだ若干時間はかかりますけれども、数年先ということで御理解いただければと思います。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） わかりました。

あと、住宅によって共用灯がついているスタイルというのですか、ついている場所がいろいろあると思うのですけれども、どこも高いところについているのですよね。それで、住んでいる人は脚立を使って、背伸びしてようやく取りかえられるような状況、背の高い方とか男性の方は苦勞せずに交換できると思うのですが、高齢者ですとか、そういったところはやはり交換すること自体が大変で、夜電気をつけるとぼかばかと点滅しているまま、そのまま放置されているような住宅もあるので、今まで市で使用料、電気料の負担がなかったときは、住んでいる人が電気の球が切れたら自分たちで購入して取りかえていたのですが、今後は市で全部交換ということもお願いしてよろしいのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 議員おっしゃるとおり、これまで市営住宅の共同灯における電気料金の御負担についてなのですが、入居時の説明において、共同で使用する電灯器具の管理においては、共同住宅のため入居者の皆さんが御協力をいただき、共同で処理していただきたいという旨の御説明をしているところでございます。

ただし、長期に不在、さらには輪番制の問題などから、各入居者間の費用について平等性が確保されず、御意見をいただいたということもあり、解消に向けて検討した結果、今年度より共用灯の費用については私ども市のほうで負担させていただいているというところでございます。

それで、御質問いただいた件なのですが、高いところというところなのですけれども、残念ながら今までも、それから今後においても、共用灯で使用する灯具の管理ということでございますので、住まわれている方々で御協力いただきたいと。

ただ、御相談は何件かいただいております、その都度、現場で対応しているというのを実は聞いたことはございます。

また、電気を小まめに節電していただくということが延命を図るということにもつながっておりまして、真夜中の明らかに就寝中の時間もついているというところも残念ながら多々ございます関係もありますので、できましたら皆さん方で節電、それから御協力いただき、共用灯の取りかえということ、町内会も含めてですけれども、取り組んでいるところも若干聞いたこともございますので、御協力いただければと思っております。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） あと、今年度より共用灯の使用料というのが市のほうで負担していただくということになったのですが、大体月額にしてどのぐらいの負担が発生しているのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 年間で大体450万円程度と聞いておりますので、その12分の1程度と考えていただければ結構かと思えます。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） わかりました。

あと、やはり切れたものは自分たちで交換してくださいということを今伺ったのですが、相談があったということは、どのような相談かちょっとわからないのですけれども、切れたのでどこで交換してもらえるのだとか、どこに電球が売っているのだとかという、そういった相談かと思うのですが、そういうことでよろしいのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） おっしゃるとおりでございます。

さらには、脚立の関係で、ないのでどこで提供していただけるのかとか、おおむね1棟ないしは2棟ごとに御用意はしておりますけれども、町内会で御用意しているという御案内も差し上げたところもございますし、多々、いろいろな取り組みの内容について御相談を承っていることはございます。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） 先ほども、小まめに電気を消すほうが節電にもなるのかなと、また電気の寿命も長持ちさせるのかなということだったのですが、意外と夕方つけたら次の朝までついています。中には、1日いっぱい24時間ついているところがたくさんあります。

特に、今回から市が負担してくれるということになったら、意外と前は小まめに消していたところとか、玄関の一番入り口のところのつけてなかったところが、ことしになってからつけ出したりですとか、そういった変化も見受けられるのですよね。

ですから、やはり明るいのに慣れてしまうと、今さら夜になって誰が担当で消すのだということもあると思うのですが、そういったものもちょっとお願いするのもなかなか難しいのかなと。

それで、LEDは寿命も長いし、電気の負担というか使用量もかなり安いというふうにも聞くのですが、一度LEDに全部取りかえて、その後は住んでいる人で個々に対応するというふうに、そんなふうには検討されてはいいかなと思うのですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 残念ながらちょっとお時間はかかりますけれども、数年先になってくると思いますが、その辺も含めまして、今後検討してまいりたいと思えます。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） ぜひ、やはりなかなか高いところのものを取りかえて脚立に自分た

ちで上がるというのもとても大変になってきていると思います。

昨日も地震があって停電になって、あれは非常灯は非常時につくようになって設定されているので、階段を下りるときはすごい助かったのですが、やはり真っ暗だと不安になると思うので、今、市街の街灯から順次ということなのですが、並行して少しずつやっていくとうふうに検討していただくことはいかがなのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 共用灯以外にも、住宅に逆に住まわれている中の部分の蛍光灯関係についても、今製造中止になっている部分が実は発生してございます。なので、まず共用灯も含めました居住の中のスペースも一番身近な部分だと判断しているところでございますので、優先順位をまず考えながら取り組んでまいりたいと思いますけれども、まずは防犯灯のLED、こちらをまず早急に進めまして、時間がかかるところは例えば前倒しをするなど早急な対策を講じて、その後このような共用灯も含めた検討をさせていただければと思っております。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） わかりました。

あと、先ほど言った使わない深夜ですとか早朝、気がついた人がそれぞれ消すと節電とか蛍光灯の長寿命化というのですか、そういったものにつながるということも、広報か何かで、住まいの暮らしの中にちょっと豆知識みたいなもので入れてあげると、住んでいる人というのは意外と見るので、つけっ放しでないほうがいいのだというふうになるので、そういった努力も今後していただきたいと思いますと思うのですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） おっしゃるとおりでございまして、住まいのしおりの中には残念ながら共用灯の部分は大きっぱな表現しか書いていなかったということもございまして、今後その辺も丁寧にわかりやすく表現はしていきたいかと思っております。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） ぜひ住んでいる人の足元を明るく照らしていただきたいというふうに、そんな温かい取り組みをしていただきたいと思います。

続きまして、③の市営住宅でも申請があれば冷房機器の設置が可能かどうかということで、今申請があれば、設置方法などの内容を検討し、問題ないと判断された場合は承認しておりますということだったので、今現在、歌志内市の市営住宅でこういった冷房機器が設置可能になっているという住宅は、どのぐらいあるのですか。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 現在の市営住宅の箇所数は約1,200件以上ございますけれども、この後、政策空き家も含めましてですが、この中でつけられないというところはございません。

しかし、つけるに当たっての費用がかなり高額になってくるかと思えます。構造上問題が生じなければ量販店の関係も含めまして、こちらのほうでも承認をしているところなので、設置、それから返却する場合の対処の方法も含めまして、費用の問題からちょっと難色を示しているというのは聞いたことございますけれども、つけられない箇所はございません。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） わかりました。

では、自分たちで工事をしてつけたければつけてもいいと。

では、もう実際にこういう丸い排気、そういうものがついているところはもう既に穴があい

ているので、そういったものを利用してつけれるということでしょうか。それで、そういったところは何戸ぐらい今ありますか。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 丸いところの換気口だと思いますけれども、換気口を、概ね皆さん利用すれば費用がかなり軽減されるということで、御利用されている方もいます。

換気口においては、ほとんどの住宅がついておりますので、構造上特に問題はないかと思えますけれども、一部量販店の関係から現場の電気屋、要するに、メーカーが来て設置する場合、その機種の種類によってその換気口が使えないので新たな穴をあけなければならないと。したがって、機種を選ばなければ、エアコンということにおいては、買ってから取りつけて初めてつかなかったということではなくて、事前に御相談いただければ、それらの部分についても御紹介はさせていただけるのかなと。

さらにはうちのほうで一旦検討させていただいて、これらの機種についてはつく、ないしはこれはちょっと難しいと、費用がかかるという御相談を承りたいと思っておりますけれども、実際、丸くあいている換気口がついていないなどということはございません。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） 私の住んでいるところは丸いのはあいていなくて、長方形ぐらいのものがあいているのですけれども、そういったものを使って取り付けられるのならそういうものを使って、使えない人は直接壁に穴をあけてということも可能だということですか。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） おっしゃるとおりでございます。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） わかりました。

北海道は、幾ら気温が高くても数日間なので、暖房器具というのは必須でも冷房機器はそれほど必要性がないのかなという土地柄なのですけれども、近年の地球温暖化の影響で、この先気候がどのように変化していくのかとても予想がつかず、この先の来年どうなるのだろうと不安なことは確かに間違いなのですよね。

それで、ことしの夏が暑かったから来年また暑かったら困るのでクーラーをつけたいのですけれどもという申請方法でいいのでしょうか。よく手すりとかつけるときは、介護が何ぼ以上とかと、そういう決まりみたいなことがあるのですが、クーラーに関しては自分たちが快適に暮らすためにということの申請理由で大丈夫なのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 手すりにおいても、その他機器類においては、簡単な理由は書いていただくかとは思いますが、特段詳しい理由は必要ないかと。

先ほどおっしゃったのは、恐らく介護制度を利用した形での理由づけで必要になってくるかと思えますので、その辺は担当のほうの窓口のほうと詳しくこちらのほうで逆にお問い合わせいただければ、御回答申し上げたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） それでは、ぜひこういったことを、私も今初めて聞いたので、意外と古くから住んでいる人というのは、住宅に傷をつけたりすると退去するときすごい高額な修繕費がとられるのですよ。なかなか最初からあったものに手をかけてという方が少ないので、もしこういったこと、ことしの夏が暑かったので、今市営住宅に住んでいらっしゃる方は、冷房機器の設置も相談に応じますみたいなことをちょっと住んでいる方に知らせ

てあげるような、窓にはめるクーラーもあるのですが、余り涼しくないのですよね。ですから、そういったことも住んでいる人の体調、こういったものも管理できるのかなと思うのです。

ちなみに、消防長にちょっと伺いたいのですが、ことし熱中症とか熱中症の疑いで救急搬送とか、そういったことはあったのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 西丸消防長。

○消防長（西丸強君） 熱中症の搬送についてお答えいたします。

7月に2件、熱中症の疑いで搬送いたしました。が、病院搬送後、医師より熱中症ではないと報告を受けておりますので、今年度については熱中症に関する搬送はございません。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） そうですか、安心しました。

あと、私、歌志内市立病院の外来を受診したときに、知人に会い、「どうしたの」と尋ねると、「熱中症みたいな症状で、今点滴をしてもらった」ということを言っていたのですが、ことし、歌志内市立病院の外来で熱中症または熱中症の疑いで受診されたという患者さんはいらっしゃいましたか。

○議長（川野敏夫君） 金子市立病院事務長。

○市立病院事務長（金子浩君） 熱中症の関係ですけれども、私が看護師から聞いている中で、熱中症あるいは熱中症と思われる症状で受診した患者さんにつきましては、5名程度と聞いております。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） 最近、自分の命は自分で守るみたいな言葉をよく耳にするのですが、やはり高齢者は体温管理というのが難しく熱中症になるリスクが高いということが報道で盛んに言われていました。

自分はそんなにつけたくないけれども、地方で暮らしている家族とかが心配だからつけてあげるよという話にもなるかなというのがあるので、ぜひこういった申請することでもつけてもいいのですよと。申請して許可をいただいたことに関しては、退去するときは自己負担で修繕しなくてもいいのですよというようなことをきちんと伝えるような周知方法をとっていただきたいと思うのですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 皆様方のお手元に恐らくあると思います入居者のしおりの6ページのところにも、住宅の改修、増改築、模様がえをするときにおいての下り文が実は表記されております。この中ではちょっとかたく書いておまして、ただし書きで申請をしていただければというような文言とも読み取れるような内容なので、この辺もう少し、まず柔らかくわかりやすく表現はしていきたいと思っております。

また、退去時の先ほどの御質問ですけれども、退去時の部分については、政策空き家にもうなるというところが実はありまして、そういうところについては、必要最小限の復旧は当然しなくてもいいけれども撤去はしていただくというところで対応している過去のケースも聞いておりますので、次に入ってくる人がわかれば、その辺の方々と個人的な形になるとは思いますが、役所は残念ながら仲介はしておりませんので、その辺はこれまでどおりの従前の形をとりたいかと思っております。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） 今、住まいのしおり、こういった話があったのですが、私のように

十何年とか、もう20年前に入居したという方は、住まいのしおりが手元がないのかなと思います。

それで、市営住宅は、毎年家賃の更新というか収入の申告に市役所のほうに皆さん出向かれると思うのですが、その手続が終わったときに、帰りに小さい紙に印刷をして渡して再確認、今月の広報にも退去時に動物の飼育で破損箇所がというようなことも書いてあったので、それもまた見ることで周知できるのかなと思うのですが、それはどうでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） おっしゃるとおりでございまして、もう数十年、30年40年近く住まわれている方々もいらっしゃいますので、この際、一新をした中でパンフレット、しおりをお渡しするような形で取り組んでまいりたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） ぜひ、もし新しい見やすいものをつくっていただけるのなら、先ほど言った共用灯のことも一緒に、共用灯のちょっとしたことも伝えていただいて、皆さんで住んでいる人が協力しながら自分たちの住宅というか守っていかなければいけないと思うので、そういったものも伝えていただけるような、そんなパンフレットをつくっていただきたいなというふうに思います。

次に、④の見守りのほうだったのですが、先ほど伺いましたコープさっぽろ以外にということで、北海道新聞の大浦新聞所、日本郵便、今市内の大浦新聞販売所が上砂川のほうに移られたかと思うのですが、その辺はどうなっているのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） 協定自体、平成29年4月のときには上砂川と歌志内と両方で御兄弟でされていたものですから、両方の形で協定を結ばさせていただいております。

○議長（川野敏夫君） 質問の途中ですが、ここで、午後1時まで休憩いたします。

午後 0時00分 休憩

午後 0時55分 再開

○議長（川野敏夫君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

質問を続けます。

本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） 見守りのほうの続きから質問します。

先ほど、地域の企業と協定を結んでいるところを聞いたのですが、実際、三つのところというところとそういう情報の提供の協定を結んでいると思うのですが、実際に情報があつたという事例とかはあるのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） トドックからは、利用者が毎回同じものを購入、申し込みをされているということで、ちょっと認知症の疑いがあるのではないかという御連絡がありました。

また、そのほかにつきましては、品物を配達したのだけれども鍵がかかっている、だけれども、横から見るといらっしゃるようだというので、住宅の関係、市営住宅の部分は建設課と連携しながら一緒に入るといふようなことの事例はありました。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） わかりました。

あと、例えば市内の業者ですとか、企業の方がこういった地域見守り活動を実施したいというふうに考えた場合に、市と協定締結までの仕組みといたしますか、流れとかというものがあつたら伺いたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） 特に決めごとというふうなものはございません。これまでも協定を締結しているところにつきましては企業全体として、例えば新聞であれば道新は道内全域という形、コープさっぽろも同様という形でありましたので、当市にとっては高齢者が多い町でありますので、非常に喜ばしいことであり、積極的に協定を結ばさせていただきたいというふうにお話をさせていただいております。

今後もそれらのお話がありましたら、市のほうは積極的にお受けをしていきたいというふうを考えております。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） わかりました。

ちょっと残念な事例なのですが、実際に市内の業者の方が定期的に電話の注文を受けている家庭があつたのですよね。毎週のように電話の注文がありまして、しばらく電話の注文を受けなくなつたのです。お店の従業員の間で体調でも崩して入院でもされたのだろうかねと話していたら、御自宅で亡くなつていたということがあつたのですよ。

このようなちょっとした異変を情報として提供する仕組みというのが整っていたら、亡くなつていなかったのかもしれないと考えたら、さまざまな角度から見守る取り組み、こういったものも必要ではないのかなというふうに思います。

企業などからの要請で協定を結ぶということも理解するのですが、例えば行政から企業などに逆に呼びかけて地域の見守り活動について参加しませんかというような取り組みも必要なのかなと思うのですが、その辺はどのようになっていますか。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） 今、議員がおっしゃつた形の中で、行政のほうから積極的にとつた部分についてはしていないかなというふうには思っているところでございます。

しかしながら、ガソリンスタンドですとか、例えば灯油を配達しに行ったときに、一例ですけれども、何かおかしいよというようなことは情報として入ってきたりする部分もありますので、協定を結ぶ結ばないに限らず、先ほどの一つ目の御質問のところにもありましたけれども、町内組織とかもまだ歌志内は非常に私は強固な部分があるのかなということがありまして、独居老人宅でも残念ながら今のような事例はふえてきているというのは確かでございます。

しかし、非常に長期の形で発見されなかつたという事例は少ない形なのかなと思つております。

ただ、やはりそういう部分というのは非常に必要な部分だというふうに思つていますが、協定を積極的にとつたよりは、市内全体でやはり見守っていくという資質はまだまだあるかなというふうに思つているところでございます。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） そうですね、企業一つ一つではなく、例えば商工会議所、こういったところと連携して地域の見守り活動を実施していただくということも、商工会議所にはさまざまな業種の方が加盟されていますので、今伺つたようなガソリンスタンドですとか新聞屋で

すとか、あと建設設備関係の方とかもいろいろいらっしゃるので、そういった方からも協力いただけるのかなと思うのですよ。

また、個人で仕入れた情報をどのように市役所のほうに伝えていいのかわからないという声もよく聞きますので、商工会議所と連携してこういった取り組みをするようなことを考えられたことはあるのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） 高齢者の在宅支援事業という形の中では取り組んだ形はございません。しかしながら、先ほど言ったように何かありましたら情報はいろいろと入ってくるのかなと。

また、今のお話の中で、コンビニの事例だと思いますけれども、そのような形での事例のお話はお伺いし、私のほうで店のほうにお邪魔をいたしましていろいろな形での今後の対策について、また、この協定の部分についても上部組織の中での御検討をいただきたいということで申し上げたところでございます。

会議所のほうの部分では、改めてというわけではございませんけれども、商工会議所のほうの話題として、そういう高齢者の見守り活動だけではなくて、在宅高齢者という大きな部分の括りの中で御協力をいただけるようお願いをしたいというふうに思います。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） ぜひ、先ほどの買い物のごともそうだったのですが、商工会議所、歌志内社会福祉協議会、あと歌志内市役所、こういったものの三つが一つになっていろいろなことを協議すれば必ずいい知恵が見出せると思うので、歌志内のお年寄り、ひとり暮らしの方、歌志内全体で見守るという形で多方面から支援策のほうを講じていていただきたいと思います。

続きまして、最後に市立病院の給食のほうだったのですが、募集に当たり、病院の調理というのは、他の職種とは若干異なりますよね。勤務時間も早番があったりですとか遅番があったりですとか、あと年中無休なので、日曜祭日とか交代で勤務ということもあるので、募集に当たって時間給ですとか待遇などについては、いろいろと検討はされているのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 金子市立病院事務長。

○市立病院事務長（金子浩君） 特に時給ですとか待遇面では検討しておりませんが、今おっしゃいました早番とか中番、遅番のシフト勤務ですとか、日曜祝日、年末年始も出勤しなければならないというようなことなど、募集してもこのようなことが支障となって応募者がいないということも考えられますので、時給などの待遇面の見直しについても検討していかなければならないのかなと考えております。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） わかりました。

あと、フルタイムで勤務できる調理員の採用にはなかなか至らないという、先ほど御答弁をいただきました。

今、フルタイムの調理員が本当は3名いるところが1名退職したので、多分2名だと思うのですが、今後新しい調理師、調理員、補助ではなくてフルタイムで働く方の募集というふうなお考えはあるのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 金子市立病院事務長。

○市立病院事務長（金子浩君） 仮にフルタイムで勤務できる方が来てもすぐ調理業務に対応できないという部分がありますので、病院としては、病院ですとか福祉施設で調理経験のある

方で今言ったフルタイムで勤務できるような調理員の方がいれば、フルタイムの調理員3名体制となりますので、そういった方がいれば配置のほうは考えていきたいと思っております。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） わかりました。

実際フルタイムの調理師として勤務するには、何か資格が必要だったりとか、あと今、施設の経験とかおっしゃったのですが、それがどのぐらいあればというような決まりというか、そういうものはあるのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 金子市立病院事務長。

○市立病院事務長（金子浩君） 調理師ということになれば、調理師免許というのが必要になるかと思うのですが、うちの病院で調理員として働く場合には、特に資格などは必要はありませんし、経験年数も何年というのはそういった定まったものはありませんけれども、先ほども言いましたけれども、できれば調理師免許を持っている方で病院などで調理経験のある方があれば、理想的だとは考えています。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） わかりました。

あと、現在パートで勤めている方の中で、私調理員のフルタイムのほうに勤務にかえてほしいとか、勤務してみたいわというような方はいないのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 金子市立病院事務長。

○市立病院事務長（金子浩君） フルタイムでの調理業務につきたいというようなことでありますけれども、現在パートで勤めている調理員につきましては、先ほども御答弁いたしましたけれども、子育てによる時間制限ですとか扶養の所得の範囲内で勤務を希望しているというところがありまして、フルタイムでの調理業務ということを希望する調理員については今のところおりません。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） わかりました。

現在のような副食を購入してということで今患者さんに給食を提供されていると思うのですが、副食の購入はどのぐらいの時期から始まったのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 金子市立病院事務長。

○市立病院事務長（金子浩君） 昨年、10月末日でフルタイムの調理員、これは嘱託の職員なのですけれども、その方が退職しまして、それ以降副食での食事を提供しておりますので、昨年の11月から提供しております。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） 実際、現在その副食を利用していると思うのですが、以前のように病院の中で食材を調達して調理した場合と、今の副食を利用した場合、食材費というのは変化はありますか。高くなったのか、安くなったのかを伺います。

○議長（川野敏夫君） 金子市立病院事務長。

○市立病院事務長（金子浩君） これは経管栄養の除いた部分の食材費でありますけれども、以前のように院内調理をしていたときはその月で多少はばらつきがありますけれども、一月に約50万円から60万円程度だったのですけれども、副食を購入するようになってからは、月80万円から90万円程度に上がっておりまして、一月にすると30万円程度高くなっております。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番(本田加津子君) わかりました。

あと、現在のような給食の提供ということで、患者さんの疾病に合わせた、こういった給食の提供というのはできているのでしょうか。

○議長(川野敏夫君) 金子市立病院事務長。

○市立病院事務長(金子浩君) 食事の形態で言いますと、以前は一般食が多くて、例えば米飯とかおかゆ、それですとかミキサー食とか刻み食くらいの区別だったのですが、現在は、食事をとっている方の半数ぐらいの患者さん、約10名程度だと思っておりますけれども、減塩食や糖尿食などの疾病による食事をとっております。

現在の食事の提供の仕方では、総合的な栄養素の管理はできておりますけれども、細やかな個々の部分の対応での提供までには至っていないというのが現状であります。

○議長(川野敏夫君) 本田加津子さん。

○6番(本田加津子君) わかりました。

調理員の体制がこのまま整わなければ、この状況が続いていくという考えでよろしいのでしょうか。

○議長(川野敏夫君) 金子市立病院事務長。

○市立病院事務長(金子浩君) そうですね。フルタイムの調理員が整わなければ、やはり現状の形で食事を提供していかざるを得ないのかなと、このように考えております。

○議長(川野敏夫君) 本田加津子さん。

○6番(本田加津子君) 先ほどの答弁の中で、例えば直営がいいのか委託業務がいいのか、こういったことについて研究していきたいというふうに伺ったのですが、直営で提供するメリット、デメリット、あと委託することによって予想されるメリット、デメリット、こういったことについては何か分析とかはされているのでしょうか。

○議長(川野敏夫君) 金子市立病院事務長。

○市立病院事務長(金子浩君) 委託によるメリット、デメリットということでもありますけれども、委託によるメリットにつきましては、労務管理関係の手間がかからないこと、例えば退職ですとか急に病気で休むというような、そういった欠員が生じた場合、人材確保の心配が要らないということだと思います。それから、例えば今回のような災害があった場合、食材などのそういった調達が確立されていること、そういったことがメリットだと考えております。

また、デメリットにつきましては、当然直営でやるよりも人件費が高くなるということで、経費がかさむということになります。また、委託した場合、委託業者自身が会社で食材を調達するものですから、市内業者での食材の売り上げが減ることが考えられると思います。

○議長(川野敏夫君) 本田加津子さん。

○6番(本田加津子君) わかりました。

薬の治療だけではなく、食事の管理をしながらの治療もかなり効果があるというふうに思います。入院治療している患者さんのためにも、その人その人の病状に合った給食が提供できるように、さまざまな観点からより一層知恵を出して取り組みをしていただく必要があると思うのです。

また、歌志内市立病院は療養型病床ということで、市民はもちろん近隣の方にとっても必要不可欠な病院であると思います。

この先、歌志内市立病院のあり方など、多方面にわたる協議や調査、これが必要であるということはわかるのですが、まずは今現在入院中の患者さんに対するケア、こちらが最重要ではないかと思うのですが、入院患者さんへ提供する給食のあり方について、村上市長の見解を

伺いたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） やはり最も必要なのは健康管理、それに伴う栄養管理になるのかなと思います。できる限り調理員による調理が望ましいのではないかと思います。人的な配置ができないということでございます。今説明がありましたが、委託することによって、逆に人件費が大幅にふえるといいますか、人件費だけでなく委託することによって経費が大幅にふえるというデメリットもあります。この辺は私どもも採用について努力しなければならないとは思いますが、何せ勤務条件が通常の日勤とまた違う、そういう体制がありますので、なかなか確保できないという、そういう難しさもここ何カ月続いているようでございます。

今答弁にもありましたけれども、よく我々も検討いたしまして、どういう方法がとれるのか、あるいはとれないのか、それによって最善の方法は何かということの研究しながら、患者の皆さんに支障のないように対応してまいりたいと、このように思っております。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） わかりました。

食べるという行為はとても大切なことだと思います。病状によって食べれるもの、食べてはいけないものなどのいろいろな制限はあります。病院の食事は味が薄くて物足りないという声もあります。でも、全ては治療のための食事であるということになってきます。入院患者やその家族は、1日でも1分でも1秒でも長く生きたい、生きていてほしいと願っています。歌志内市立病院には市内の基幹病院として市民の健康を守る患者ファーストを一番に考慮したケア、こういったものを提供していただきたいというふうに思います。

これで質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さんの質問を打ち切ります。

質問順序7、議席番号1番、湯浅礼子さん。

一つ、学校教育の取り組みについて。

一つ、5歳児健診の推進と発達障がい児の教育支援について。

一つ、乳幼児健診における小児がんの早期発見について。

以上、3件について。

湯浅礼子さん。

○1番（湯浅礼子君） 皆様、こんにちは。

最後の質問となりました。心を込めてやらさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

件名1、学校教育の取り組みについて。

本年度の教育行政執行方針の中に、「学校は、子供たちが最優先に尊重され、子供が自分の居場所を実感できることが大切です。そのために、今までと同じくインクルーシブ教育の理念に基づいた一人一人のニーズに応じた支援や特別支援教育の充実、また、各学校で策定しているいじめ防止基本方針」に基づいた細やかな取り組みなど、子供の人権、命の尊厳の視野に立ち、云々でございます。

また、「芸術・文化・スポーツの充実」本市の芸術・文化活動は、炭鉱が盛んな時代に各会社の福利厚生事業や本市に集まった多彩な人材によって発展し、支えられてきた経緯があります。一時期に比べ、人口や人材の減少により華やかに活躍する人は少なくなっていますが、若い人に和太鼓の活動が継承されたり、和楽器演奏のサークルが誕生したりしていますので、これらの活動の支援をしてまいりますとございました。

その中から何点かお伺いいたします。

①といたしまして、文科省の担当者から「昨今、子供の悩みや困り事が見えづらくなっており、教員だけでは対応が難しい」と言われておりますが、当市の状況につきましてお伺いをいたします。

②といたしまして、「中学生を対象にしたスマートフォン用のいじめ通報アプリ「STOP i t」の活用が全国に広がっております。公立中学校の中で昨年初めて導入した柏市で相談件数が急増し効果を上げており、千葉大などは今後いじめ対策の授業で使われる教材を産学官連携でふやしていく方針である」と2018年5月14日付の毎日新聞に掲載されておりました。

さらに、6月30日付の埼玉新聞には、「草加市教育委員会、本年度から市内の中学生全11校に通う1年生を対象に、匿名でいじめなどの報告、相談ができるアプリ「STOP i t」を導入した。いじめなどトラブルは当事者間だけの問題ではなく、周囲の一人一人の行動がかかわることを伝える「脱・いじめ傍観者」と題した授業も行われた」との掲載された新聞記事は強い衝撃を受けました。

当市において、このアプリ導入につきましての見解をお伺いいたします。

③といたしまして、太鼓、新しい和楽器演奏サークル活動の誕生は、歌志内市の新たな魅力につながり、人口減少の歯どめのためにも、まちおこしのシンボルとして育て上げる意味からも、どのような支援を考えておられるのかお伺いいたします。

件名2、5歳児健診の推進と発達障がい児の教育支援について。

現在、乳幼児健康診査は、母子保健法の規定により市町村が乳幼児に対して行っています。3歳児健診以降の幼児に対する健診は、就学前健診まで法的には義務づけられていないところであり、この間とりわけ「軽度発達障がい」などは3歳児健診では発見が難しく、5歳ぐらいになると健診で発見することができるのです。早期発見・早期療育の開始が重要で、就学前健診で発見されたのでは遅いと言われております。

そこで国は、支援策として2005年4月に「発達障害者支援法」を策定し施行しました。この中で、「軽度発達障がい」や「幼児期からの生活習慣病予防」として5歳児健診が注目され、実施する自治体が全国的に広がりを見せております。

札幌市の乳幼児期の健診は、3歳児健診の後は小学校入学半年前の健診だけでしたが、この「空白の期間」で発達障がいの可能性に気づき、必要な支援を受けることで就学後のスムーズな学校生活につなげようと2014年秋に5歳児健診と発達相談を始めました。

そこでお伺いをいたします。

①といたしまして、財政的に厳しい中、先駆けて5歳児健診を実施している自治体があります。当市における5歳児健診の導入についてお伺いをいたします。

②といたしまして、発達障がいは対応がおくれるとそれだけ症状が進むと言われております。3歳児健診で児童が発達障がいの疑いがあると診断された例が過去にどのぐらいありましたか、お伺いをいたします。

③といたしまして、発達障害者支援法が施行されてから、当市ではどのような取り組みをされているのか、お伺いいたします。

件名3、乳幼児健診における小児がんの早期発見についてでございます。

①としまして、我が国では、小児の死亡原因の第1位はがんとなっている。小児がんの患者と家族は、発育や教育への対応など成人のがん患者とは異なる課題を抱える。小児がんの発症は年間2,000から2,500人と少ないが、小児がんを扱う医療施設は全国に200程度し

がなく、多くの医療機関では小児がんに対する医療経験の乏しい中、小児がん患者は適切な医療を受けられないことが懸念されています。

国では、昨年より全国15カ所に小児がん拠点病院を指定し、質の高い医療の提供と相談体制の充実を図っております。

そこで、当市の小児がんの早期発見のために、どのような取り組みを行っているのかをお伺いいたします。

②といたしまして、小児がんの中には、網膜芽細胞腫という目のがんがある。発症は出生児1.5万人から1.6万人に1人と少ないが、このがんは5歳までに95%が診断されており、その多くは家族が子供の目の異常に気づき受診に至っております。素人でも病状に気づきやすい小児がんとも言える。

腫瘍が眼球内にとどまっている場合、眼球を摘出しないで可能な限り残す方針で治療することが多い。そのためには、早期発見が重要なことは言うまでもありません。網膜芽細胞腫は、「白色瞳孔」や「斜視」の症状があらわれるので、これらを乳幼児健診でチェックできれば早期発見につなげることができるのです。

そこで、乳幼児健診アンケートの目の項目に「白色瞳孔」を追加していただきたいと思うのですがいかがでしょうか、お伺いをいたします。

以上でございます。よろしくお伺いいたします。

○議長（川野敏夫君） 理事者答弁、虻川教育次長。

○教育次長（虻川善智君） 私のほうから、件名1、学校教育の取り組みについての①でございます。

本市では、複雑化、多様化する社会の中にあって、児童生徒が抱える課題解決に向け、生徒指導の一環として学校の教育相談体制の充実が求められていることから、北海道教育委員会からスクールカウンセラーの派遣を受け、教育相談体制の充実に努めております。

スクールカウンセラーは、歌志内中学校に月8時間派遣されております。また、公認心理士、臨床心理士といった心理に関して高度な専門的な知識及び経験を有しておりますので、教員だけでは対応が難しい事案にも対応できると期待しております。

次に、②でございます。

小学校及び中学校に御指摘のあるようなアプリの導入について見解を伺ったところ、本市では、小中学校ともにスマートフォンを持つことを推奨していない状況であります。また、持っている子供に対しては、保護者が責任を持って対応することとしており、PTAにおきましても研修会を行うなど、保護者と協力しながら取り組んでいるとの見解であります。

③でございます。

歌志内弥六太鼓、和楽器サークルともに文化連盟に加入しています。文化連盟加入団体には、市の補助金を財源とした活動助成金が会の規則に基づいて交付されています。

また、コミュニティセンター使用料が8割減免されますので、このような費用面での支援のほか、コミュニティセンターを太鼓の保管場所とするなど、日々の活動を行いやすいように支援してまいります。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） 私のほうから、件名2、5歳児健診の推進と発達障がい児の教育支援について、件名3の乳幼児健診における小児がんの早期発見について、それぞれお答え申し上げます。

初めに、件名2の5歳児健診の推進と発達障がい児の教育支援についての①でございます。
5歳児健診の導入についてでございます。

本市では、5歳児健診を実施しておりませんが、3歳児健診時において言葉や行動等に疑いが見られる子供については、親子教室等で経過を見ており、必要に応じて専門機関につなげております。

また、認定こども園開設に伴い、ほとんどの幼児が通園しているため、日ごろの状況を把握することが可能であることから、現在のところ5歳児健診の導入は考えておりません。

②でございます。

これまで、3歳児健診において発達障がいの疑いがあると医師から診断された事例はございません。

次に③、支援法の施行後の取り組みでございますが、本市独自の取り組みは行っておりません。

件名3、乳幼児健診における小児がんの早期発見についての①、本市においては先ほどの発達障がいの対応と同様に1歳6カ月・3歳児健診以外に独自健診は行っておりませんが、乳幼児相談等において、保護者との連携ができているため、新たな取り組みについて実施する予定はありません。

今後も、保護者の皆様に信頼され、ささいな心配事にも相談していただけるよう対応に努めてまいります。

件名3の②でございます。

本市の場合、乳幼児相談時に確認する母子健康手帳記録欄に目に関する項目があるほか、1歳6カ月や3歳児健診時においても視覚に関する診察項目がありますが、検査時では白色瞳孔等の病名までを具体的に表示はしておりません。

健診時の対応としては、疑いや心配がある場合は専門医への受診を勧めるようにしております。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 湯浅礼子さん。

○1番（湯浅礼子君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、いつも私、時間の配分を間違っていてできなくなる部分がございますので、ちょっと前後しますけれども、飛んだりとかしますのでもよろしく願いいたします。

では、最初のほう①、②を飛ばしまして、時間があつたら後でやりたいと思います。

③でございます。

今、和太鼓ですとか、さまざま新しい和楽器演奏サークルの活動ということで、市としては8割とか費用面でいろいろ支援をしているという部分がありました。

和太鼓については、市の行事としては必ず出演されていて、私たちも小さい子から、またさまざまなことを見て、やあ、すてきなあとというふうに思います。

その中で、前回2回ほどですか、和楽器の演奏をコミュニティセンターで私は聞いたときには、ちょっと衝撃を受けました。うわあ、なんてすばらしいのだろうと。和太鼓はまたすばらしいのですけれども、それとまた違った感じで、すてきなあとというふうに思いました。

その部分で、サークルをもっともっと広げて、歌志内のPRというか、こういうこともしているのだよという部分で広げていけたらなと私の感想なのですが、行政では、和楽器のサークルを実際に足を運んで見ていただいていた感想、よかったなあという思いの理事者の方はどのくらいいらっしゃるのか、ちょっとお聞きしたいと思うのですが。

○議長（川野敏夫君） 森塚教育長。

○教育長（森塚勝敏君） 私も初めて和楽器サークルをコミュニティセンターの講堂で聞かせてもらいまして、非常にいいなというような形で、どちらかというところと沖縄のような感じがして、終わった後もその代表の方といいねというような話で、どんどんどんどんこれ広めていってくださいというようなことを申しました。

○議長（川野敏夫君） 湯浅礼子さん。

○1番（湯浅礼子君） ちょっと私の質問が済みません。でも、そのお言葉を聞きたかった。すばらしいという声を今聞きたかったのですよね。

それで、このサークルの練習しているメンバーとかにお会いしてお聞きしたのですけれども、「どんな活動をしていますか」というふうに聞きました。そうしますと、かなり地方に出ているんですね。

まず、砂川小学校には2回行っていらっしゃいます。それから、砂川のグループホームすずらんには3回、同じくなの花には2回、それから滝川のグループゆいというところがあるので、そこに1回。地元歌志内は、親愛の家には1回、しらかば荘1回、それから空知郷土芸能発表会が2回、それから歌志内文化祭が2回、うたしない市民祭りが1回、歌志内市本町盆踊り1回、それと歌志内福祉協議会昼食会が1回と、このようにやっただ。

今、オファー、申し込み、要請があるところですが、赤平グループホームエルム、砂川THE・祭り、滝川小学校2件、滝川グループホーム1件ということで、かなりのところを回っているのだなと。歌志内の名前を広げていただいて、嬉しいなという思いであります。

ここを聞いたときに、あらっと思ったのですが、小学校に慰問ということで、砂川に2回と、それから滝川小学校に2件とありました。これは歌志内の小学校もぜひ取り入れていただきたいなと思うのですが、うちは今、英語に力が入っていますので、この和楽器のところまで手が届くのかなという部分で、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 虻川教育次長。

○教育次長（虻川善智君） 和楽器の方たちとのお話もたびたびするのですが、支援については、今の私どもの対応については、非常に満足いただいているのかなというお話を伺っております。

また、今お聞きした各種イベント、また特に歌志内小学校というお話しですが、これについては、小学校のほうでそのような取り組みが可能であれば当然オファーが来るのかなと思います。その辺については、私どもから言うというよりも、活動されている団体の主催者の方々がそのような働きかけというのが必要になってくるのかなと考えております。

○議長（川野敏夫君） 湯浅礼子さん。

○1番（湯浅礼子君） ありがとうございます。

それでは、会のほうの積極的なアプローチを小学校、また中学校とか、できたらやってもいいという御答弁で間違いないですか。

○議長（川野敏夫君） 虻川教育次長。

○教育次長（虻川善智君） これについては、演奏される方々の活動の範囲の中で目的を持ってそういう活動をされていると思います。その目的を学校のほうと話ししながら、それに共感していただいたり、子供たちの前で演奏することによってどのような効果があるのかということも学校も判断することになるのかなと思います。

また今、時数的にも非常に難しい時間になっておりますので、学校の当然スケジュール的なものもございますので、その辺は学校と調整ということになるのかなというふうには考えてお

ります。

○議長（川野敏夫君） 湯浅礼子さん。

○1番（湯浅礼子君） ありがとうございます。

私も、こんなすばらしい取り組みできるのだなという思いがありまして、全国的にどれぐらい音楽の時間とか、時間外を使ってやられているのかなと言いますと、結構各地でやられているのですね。

そして、例えばこれは私すごく感動したのですけれども、神奈川の港北小学校というところで、音楽の時間にお琴を演奏、専門家の方を呼んで、そして授業でやったらしいのですが、それを実際に講義をして、お琴の弾く練習をしてということと具体的にやった。そして生徒、男の子も女の子も希望者は全部お琴を弾かせたというのですね。それで、その感想文が全部載っておりました。たくさんあったのですけれども、1点だけ私が特に感動したのですが、5年生の女の子なのです。ちょっと読ませていただきます。

「あなたにとっての音楽とは何でしょう。私にとっての音楽はたくさんの努力の塊です。私は音楽の授業で琴を演奏しました。琴とは日本文化の伝統的なもので、中国から伝わってきたものだそうです。琴を演奏することで学んだことは、諦めない心です。私は琴を触ることや実際に見ることは初めてでした。最初は小さな音ではっきりと音が出なかったけれども、コツをつかみ、はっきりした音で琴独特の響きを出せるようになりました。このように諦めず何度も挑戦することで成果が出ました。最初からできないと決めつけるのではなく、チャレンジしてみる。初めはうまくできないのは当たり前。できないからといって諦めない。これを私は学びました。私は無理と思ったらすぐに今まで諦めていました。この琴の学習を通して諦めない心の大切さを知ることができました。諦めない心、それはとても大切なことです。難しくてもチャレンジし、諦めない、そのことを私は忘れずにしていきたいです。」という諦めなければという本当に大事な部分だなというふうに思いました。

ですから、音楽の時間の中にやっぱり生徒がそれを見て感動して、その和楽器なら和楽器の中でも三線とかというすてきな楽器があるのですが、そんなものに触れてみたいとか、そういう部分で広がりがあった中でいろいろなことが体験できていったら人間性の上でもプラスにはなるのではないかなというふうに今考えているのですが、先ほど教育委員会の方、次長からアプローチというふうに言われましたので、積極的に取り組んでいく旨を会の方にお伝えしたいなというふうに思います。

それでもう1点、角度が違う再質問なのですが、今回、歌志内市制60周年ですばらしい式典が8日の日に挙行されるようになっておりますが、その中でのアトラクションの中に、合唱という中で、どこの方、地方なのか地元なのかというふうに私ちょっと悩んだのですが、この部分で説明を願えればと思います。

○議長（川野敏夫君） 通告にはありませんが、答えられれば。中止はわかっているでしょう。

暫時休憩します。

午後 1時42分 休憩

午後 1時46分 再開

○議長（川野敏夫君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） フェリーチェという団体なのですが、安楽寺の相河さんの奥さん

が主でやっているグループです。10年前にお寺の庫裏の新築がありまして、それに伴い誕生した合唱団というふうに聞いております。

今回は、その方と、その方を指導しております先生、札幌からお越しになられる先生と、あとピアノのほうも、札幌国際大学の講師の方がピアノということで、総勢で約10人程度、もし開催していればそこで披露していただいたということでした。

○議長（川野敏夫君） 湯浅礼子さん。

○1番（湯浅礼子君） ありがとうございます。

その方は私もよく存じ上げて、3回ほど足を運んで実際に見にいきました。本当にすてきな方だなと思います。そういうレベル、すてきな中に今回の和楽器も入っていたらもっとよかつたなと思いがあつたものですから、先ほどお聞きいたしました。

それでもう1点なのですが、歌志内の活性化のためにこのグループは動いているようなのですが、大きな行事といたしましては、札幌歌志内会というのがありますよね。あそこにアトラクションで出かけて行って、歌志内のところでもこんなふうな取り組みをして、歌志内は人口減少が今激しいですから、その中で人を呼び込むような、活性化させられるような、こういう活動をしているのだという思いを伝えるために参加してみたいなという気持ちをお聞きしたのですが、こういうふうな要請というのはどういう形になるのか、ちょっとお聞きしたいと思えます。

○議長（川野敏夫君） 平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） 札幌歌志内会につきましては、昨年30周年ということで地元開催、また、ことしからは例年どおり札幌市のほうのホテルを借り上げしまして、年に1回総会をやっているところでございます。

それで今、議員のほうから御提案というかお話があつた部分につきましては、地元からなまはげを連れていこうとか、そういった過去にお話はあつたのですけれども、具体になつたことはかつてございません。

ただ、向こうの事務局のほうとは、いろいろと総会自体の盛り上げという部分に関しては役員会の中でお話をする機会がございますので、地元でこういったサークルがあつてという話はお伝えすることはできるかなと思っております。

○議長（川野敏夫君） 湯浅礼子さん。

○1番（湯浅礼子君） それもやはり要請というか、行政のほうからということで少しは前向きな部分は見えますか。アトラクションをするということは、向こうの会の実行委員会か何かで決めてしまうのですか。

○議長（川野敏夫君） 平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） 歌志内会の事務局、会員の皆様は、できるだけ歌志内のことと多く触れ合いたい、情報をいただきたいというのが我々歌志内の地元の事務局のほうにも入っておりますので、基本的には私どものほうから情報提供して、それに対して向こうの事務局のほうはどう判断されるのかなと、そういうことになるのかなというふうには考えております。

○議長（川野敏夫君） 湯浅礼子さん。

○1番（湯浅礼子君） 札幌歌志内会には内地からたくさんいらっしゃって、いつもいつも内容の濃い楽しい会合になっていると思いますので、その部分でアドバイスしていただいて、活動の範囲を広げて歌志内でも若者が本当に人口減少問題に立ち向かって活性化のために頑張っているのだという思いを、届けていただければという思いで今回質問させていただきまし

た。

あちこちに足を運ぶに当たって、本当にいろいろな面で費用がかかると思うのですが、ほとんど自前でやっているみたいで、気持ち程度のお礼をいただくという形でやっているみたいですので、これはどんどんどんどん広がりがあるのではないかなというふうに私自身捉えています。ですから、乏しい財源の中で力いっぱい若者が頑張っているということで、大きな支援をしていただきたいなという思いがあります。

それで、先ほど教育長からすばらしいという部分がありましたので、その部分をもう少しちょっと広げていただいて、そして大きく育て上げていただきたいなと思いたいがいかですか。もう一度お願いします。

○議長（川野敏夫君） 森塚教育長。

○教育長（森塚勝敏君） いろいろなサークルがありまして、いろいろな支援方法があるかと思えますけれども、外に出て行って活動する場合について、どこまで支援できるのかというようなことは今後検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（川野敏夫君） 湯浅礼子さん。

○1番（湯浅礼子君） 外に出て行ってということで、今限定つきになりましたので、歌志内市の中での活動の中では全面的にアップできますか。すみません、しつこくて。

○議長（川野敏夫君） 森塚教育長。

○教育長（森塚勝敏君） 先ほど次長も申しましたとおり、例えば小学校なり中学校なりでやりたいというようなことをこのサークルが申し出て、学校がいいですよというようなことになれば、そのところで学校で開催していただけるのではないかなというふうには思っております。それをとめるあれは何もございません。

○議長（川野敏夫君） 湯浅礼子さん。

○1番（湯浅礼子君） わかりました。きっと今の御答弁を伝えると喜ぶのではないかなと思いますので、このグループに力いっぱい頑張りたいなというふうに思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

件名の2のほうに行きます。

5歳児健診は考えていないという部分がありました。歌志内市においては発達障がい児というのが本当にいないというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） 誤解のないように御答弁したいのですが、発達障がい児、健診時においては、健診時にいる医師というのは本市の場合でいけば市立病院の内科医師が当たりますので、この部分では、健診の時点で科目外といいますか診療専門外の医師でありますので、疑いという形で終わります。それで専門機関を受診してくださいと。その後、発達障がいがありますよとかという形での診断になるということです。ということで御理解いただきたいと思いたいます。

ですから、その時点では病名は限定できないということで御理解をいただきたいと思いたいます。ですから、その後は就学時健診とかいろいろな形での規定の健診がありますけれども、その時点において小学校に上がったときには特別支援学級に入るという子どもさんもいらっしゃいますし、その間に専門機関のほうでいろいろな教室に通ったりという子供はいるということでございます。

○議長（川野敏夫君） 湯浅礼子さん。

○1番（湯浅礼子君） 専門医がないという部分で、今お聞きしました。

私も、発達障がいというのはいろいろテレビ番組とか捉えられてかなり多くなって、いろいろな取り組みを行っているのを見ていて、この病気はという部分でちょっと勉強したのですが、その中で発達障がいという言葉は今、全国的に浸透してきていますけれども、中身の理解まではまだまだ、発達障がいの原因が親の育て方やしつけなどの家庭環境である、また幼少期の教育、環境にあると誤解している人が多いというのが現状であるということで、文科省では、2012年の調査にどれぐらいいるのかというふうに調べましたところ、公立小中学校の通常学級に通う児童生徒の6.5%に発達障がいの可能性があると言われていて、これに特別支援学級を加えると、およそ10人に1人の割合で発達障がいを抱えていると言われていたというふうになりました。

今、うちのほうでは担当医がいないということで、考えられないよという御答弁をいただきましたが、これはちょっともう少し勉強していただいて、発達障がいというのはこんなに10人に1人の人がこれからかかってくるのだということを確認していただいて、札幌市で取り組んだ空白の期間という部分のこれによって、新たに2014年に取り組んだという部分も考え合わせて、もう少し調べていただきたいと思いますが、その部分ではあくまでも担当医がという部分だけの問題かどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） もう一度御説明させていただきたいと思いますが、3歳児健診、1歳6カ月健診のときの市が行う場合に保健師だとか医師だとかも同席をして健診をします。歯の部分も歯科医師が入って行きます。しかしながら、先ほど申し上げたとおり、うちの入る医師は内科医でありますので、その時点で発達障がいですとかという判定はできないわけなのです。

ですから、専門医のほう、近隣でいけば小児科医があるところですか、例えば精神であれば精神の関係、眼科であれば目のほうが障害があれば目、耳鼻科であれば耳鼻科のほうに受けてくださいと、このように健診時では申し上げるだけなのです。

そして、受けた結果、これはまた返ってきますから当課のほうに、例えばどこかの病院で専門医で受けて、そのお子さんの結果は返ってまいります。それは記録としてずっとその子供の記録として残ってまいります。ですから、そうなったときには発達障がいがありますよという形は出てくる可能性はあります。

御答弁の中でも3歳児健診において障がい、ことしの部分はない。昨年もございませんでした。ただ、過去を申し上げますと、やっぱり平成26年とか平成27年とかではお一人とかお二人、例えば年間の子供の数でいけば、その年によって違いますが、大体10人前後が該当者とするれば、そのうちのお一人とかお二人が事例としてあったことはございます。ただ今年度とか昨年度ではございませんでした。

とすると、今、議員がおっしゃったとおり、比率からすれば十数%か20%の近くに当市でも1人がいれば、10人に2人いれば20%になりますから、そういうことにはなるということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 湯浅礼子さん。

○1番（湯浅礼子君） それではちょっと方向を変えまして、今1名、2名というふうにおっしゃいましたが、見つかる状況をどういう形で見つかったかという部分をお聞きしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） 同じような答弁になってしまうのかなと思って恐縮でございま

すが、1歳6カ月健診、例えば3歳児健診、そこで発見される場合もありますし、御答弁でも申し上げたとおり、うちはその前の乳幼児の例えば3カ月や6カ月の乳幼児のときでもいろいろな形でお会いすることがあります。

それから、また今、認定こども園という形の中で日々先生方は毎日見られていますので、日々の状況がわかります。ちょっと何か心配があれば当課との連携の中で保健師や栄養的であれば栄養士が行ってという形になってまいります。

その状況を保護者の方にお伝えをして、議員がおっしゃっているように、早期発見をすることによって将来的な部分につながってまいりますので、そういう御説明をして、そういう専門医にかかっただけのように誘導していくと、こういう形でございます。

○議長（川野敏夫君） 湯浅礼子さん。

○1番（湯浅礼子君） こういう声もあったんですね。

例えば認定こども園の先生方が、この子ちょっと可能性があるのではないかなと思っても、はっきりわからない状態で御両親に連絡するということはちょっとできないのだという声も聞かれたりとかという部分があるものですから、今回5歳児健診ということで力を入れてやらせていただいているのですが、例えば今の状況ではできないという、担当医が小児科医ではないということで、ですからその部分では、3歳児健診のところの内容を充実させていくという部分はできますよね。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） 議員の御質問は、健診時に小児科医とか専門医を入れるべきだという御意見なのでしょうか。

ほとんどの町は、その町での健診の中において、大都市であれば別ですけれども、小さな町になればなるほど、極端に言えば、医師がいない場合だってあり得ると思うんですね。近隣機関の医師で派遣によって健診をやるという事例もあります。当市の場合は、市立病院がありますので、市立病院の医師、それから市内の歯科医師に入っただいて歯の部分はチェックしていただいています。

ですから、先ほどから申し上げているとおり、その時点では専門医ではないので、病名までは断定できないわけです。ですから専門医にかかったださいという指導的といいますか、そういうことしかできないということなのです。

その後の病名がついたりして出た場合、まだそこまではいかなないけれども、やはり多少ちょっと発達が通常の子どもさんよりおくられているといえ、例えば通所施設のほうを御紹介していただくか、言葉が少し遅ければ砂川の言葉の教室のほうに通ったらどうでしょうか、そういうふうにつながって行って、なるべくそのおくれを取り返す。病気であれば早期治療、早期発見によって治す。そして小学校につながっていくことができれば、普通に生活ができるような形になればいいということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

現状の体制はそういうことで行っているということで御理解ください。

○議長（川野敏夫君） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

午後 2時03分 休憩

午後 2時11分 再開

○議長（川野敏夫君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

質問を続けます。

湯浅礼子さん。

○1番（湯浅礼子君） 大きな問題で、小児科の専門医がいないという部分で理解をいたします。

次の部分もまた同じような部分で、②に行きますけれども、網膜芽細胞腫という病名のことなのですが、この部分では歌志内市行政としては、何回か聞いたことがある病名でございませうか。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） 正直、少ない病気の数でありますので、今、歌志内の子供が昨今この形での病名という形ではないというふうに認識をしているところです。

○議長（川野敏夫君） 湯浅礼子さん。

○1番（湯浅礼子君） 私がなぜこれを取り上げたかと言いますと、8月25日に札幌で公明党の全道の市議会議員以上が集まっての年1回あるのですが、夏季研修会というものがございませう。その中で、もう涙ながらに活動報告をしていて、私もこの部分はうちの行政の中にも取り入れていただきたいなという思いがあったので、今回取り上げてみました。

内容を言わないとわからないと思うのですが、市民相談を受けたこの方なのですけれども、乳幼児健診ではこの病気に全く気づかず、1歳半のときに片目だけ光っていることにお母さんが気づいて小児科のドクターに相談したけれどもわからないと言われ、少したってから別の眼科を受診したと。そこでもわからなかったと。そして、地方のもっと大きい病院の眼科にかかったのですが、そこでもわからないで、いよいよ札幌の北大に診せにいったと。そして最終的にこの病名が判明したそうなのですが、この間めぐりめぐって約1カ月半が経過したそうなのですよね。

お母さんのショックは大変ものがありまして、北大に入院して抗がん剤治療を受け、髪も抜け落ち、最終的には転移の危険性があるとの判断で眼球を摘出することになったのですと。初めて生まれた女のお子さんで、若い御両親も、おじいちゃん、おばあちゃんも眼球摘出には本当に迷い悩みましたけれども、命にはかえられないと断腸の思いで決断をし、眼球を摘出して義眼となりましたという状況を説明しておりましたが、本当に1カ月半でステージ4までいってしまうのだなということショックを受けて帰ってまいりました。

今ではこの子も髪の毛も少しずつ生えてきて、元気に飛び回っていますけれども、この網膜芽細胞腫の子供を持つ家族の会というのが北海道で「すくすく」という名前なのですがあるそうでございます。

その方が訴えているのは、まず早期発見、何事もそうですが、どの病気もそうですが、早期発見が大切だと。また、早くわかれば化学治療やがん動注とかレーザー照射などさまざまな治療法を試すことができ、眼球を摘出しないで済むのですということで、この会ではこの病気のポスターですとか、それから

パンフレット、内容を厳しくいろいろなところから調査、そういうものがつくられていて、必要などころにはそれを配布するような形になっているのです。

リーフレットとかパンフレットなどをうちの行政で取り寄せていただいて、そして職員の方、こういう健康診断、またそれから乳幼児の健診のときにちょっと気をつけていただいてアドバイスをするという部分ではいかがでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） 網膜芽細胞腫だとかという部分での、言うなれば病気に注意しましょう、こういうポスターは来ています。これはうちだけではなくて全道的に来ていて、あつて、掲示をするという形とかはしているところです。ただ、チラシだとかそういうものと

かりーフレットだとかというものは取り寄せるというところまではしておりません。

先ほどの部分と若干重複するかなと思いますけれども、やはり今の御事例もありましたけれども、まだこの方は1歳6カ月の健診のところで疑いな部分があったことから専門医につながったのかなというふうに思います。地元の眼科や小児科ではわからず、やはりもっと高度な医療のところに行って初めて発見されたと。

私どものほうも、先ほどから御答弁しているように、1歳6カ月や3歳、それからそれ以外の期間においても先ほど申し上げたとおり、認定こども園とかの子どもさんが生活をしている中で、例えば目に特化すればちょっと光をまぶしがらむとか、斜視の問題でいけばそういうような目の動きがあるとか、こういうことは健診項目の中にはありますし、日々の生活の実態の中から発見することもできます。

ですから、そういうことが発見されれば、先ほどの事例は1歳6カ月健診時での発見で疑いですが、我々もそういう疑いがあれば、いつ何時でも早く専門医に診ていただき、そこでわからないければさらに高度な医療のところまで診ていただくことが先ほどの事例と同じように子供の、言うなれば病状の進行とかは若い方は早いですから、やはり早期発見、早期治療につなげていくということは重要なかなというふうには思っています。ですから、日ごろからその辺の観察を注意しながら見てまいりたいというふうに思っていますし、リーフレットやパンフレットだけではなく、我々は直接目にして、先ほども申し上げたとおり、接する機会が非常に人口が少ない、子供が少ないということの問題はいろいろありますが、逆にいえば少ないから見えるという部分がありますので、そこを我々としては最大限注意しながらつなげてまいりたいというふうに思っております。

○議長（川野敏夫君） 湯浅礼子さん。

○1番（湯浅礼子君） 歌志内の場合はお子様が少ないですから、その分ちょっと丁寧に見てあげられる部分はあると思うのですが、やっぱりいろいろな体験を聞きますと、気をつけていかななくてはならない、白色瞳孔という病名、ここの検査の中で表示していただけたら病気が早く発見できるのではないかなという思いからやらせていただきました。

特に、うちの場合、大きな課題だなというのは、担当医がいないという部分がネックにさまざまな部分で出てくるのだなとことを強く感じました。目の部分では、特に職員の方、保健婦ですとか、そういう方にきちっと再度徹底していただくという、この部分ではいかがですか。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） 専門医がいるいないという話は、実際、5歳児健診を導入しているところの健診も、そうしたら小児科医や精神科医や眼科医とかが入って健診をしているかといったらそうではないです、ほとんどは。

ですから、そこで発見をされて、早く専門機関へのつながりができるということで、特別健診を1歳6カ月、3歳以外で設けていることなのです。

うちの場合は1歳、3歳で、またそれらの間の期間においても出生の関係からも3カ月や6カ月のところでもお会いすることがありますので、もっと早くに発見される場合もあるかもしれません。

それは、先ほど言ったように、専門医が健診をするわけではないので、専門機関に行きます。その結果、そのお子様の状況はどういう診断でなってくるかということ、ほとんどは先ほどの発達障がいとかも1回の診察で発達障がいがあるというふうにはなりません。何回かやっていってということになります。

ですから、経過観察ですとか、また要検査ですとかということですからずっと追っていく形の中

で、我々もこのデータ、情報、もちろん保護者のほうに訪問をしていくとかということをし
ながら、つないで見守っていく。御家族と御相談しながら次はどのようにしていくかというこ
とでやっていますので、その中で行っていききたいというふうに。

専門医がないということではなくて、これは専門医はどこもいないと、私はほとんどがい
ないと思っています。そこにいかに早く発見して、とにかく早くつなげるか。何度も申し上げ
るようで申しわけございませんが、ここをやはり小まめにやるのが肝心だというふうに思っ
ます。

○議長（川野敏夫君） 湯浅礼子さん。

○1番（湯浅礼子君） 保健福祉課長の思いというのはよくわかりました。

ただ、全国的にこの病名のことについては、公明党の議員は今回質問させていただく形と
なっております。ですから、今まで過去の公明党の長い歴史の中で、こういう小さな問題を質
問をして、それが形となっていく方向になっていくということを御理解いただきたいと思いま
す。

この早期発見するにもやっぱりこういう注意喚起が必要だという思いであえて今回質問させ
ていただきましたので、改めて心にとどめていただいて、うちは子供が云々ということがあり
ましたが、たとえその思いがなければ、先ほどの例ではないですけれども、あちこちの病院へ
行ってわからなくてという部分もありますので、その部分を加味してこういう病気があるの
だという思いであえてこの病名を出させていただきました。

それでは、また最後のほうに戻りまして、件名1の②の部分ですが、先ほどの御答弁では、
スマートフォンとかそういうものは奨励していないと言っておりますが、うちの学生たちは何
%ぐらいの方が持っていらっしゃるか、調べていらっしゃいますか。

○議長（川野敏夫君） 虻川教育次長。

○教育次長（虻川善智君） 特段スマートフォンに限ったという分ではないですが、学力・学
習状況調査の中で見ますと、ほとんどの方が持っているという結果になっていると思います。

○議長（川野敏夫君） 湯浅礼子さん。

○1番（湯浅礼子君） 私の孫も2人おりまして、小学校1年生と5年生なのですが、本当に
小さいときから機械いじりが好きで電話なんて特に大好きで、本当にパソコンもばたばたやる
ものですから、電話というのはみんな、うちだけではなくて関心があるのだなという思いの中
から、今このいじめ問題に対して「STOP i t」というのが取り上げられたのではないかな
というふうに思うのですよね。

今、うちの行政としては、奨励していないのでという御答弁でしたので、それはよくわかり
ましたが、いじめ問題という、この「STOP i t」というのは、いじめだけではなくて、自
分の例えば家族のことだとか、自分の悩みだとか、すごい広がりを持って相談件数がふえてい
るという部分に対しては、本当にアプリというのは必要なのではないかなと。今後、たとえ生
徒数が少なくなっても大事な部分は捉えられるのではないかなという思いがするのですが、こ
このところもう一度お願いいたします。

○議長（川野敏夫君） 虻川教育次長。

○教育次長（虻川善智君） このたび御質問にあるスマートフォンのソフトということで、ア
プリ「STOP i t」という言葉ですけれども、正直私も御質問にあって初めてこの言葉をお
聞きしたところでございますし、学校サイドにもそのようなアプリということをお聞きしたと
きも、学校サイドでも正直まだ認知されていないアプリでございました。

そして、どのようなものかということで私どものほうも調べさせていただきましたが、ス

スマートフォンでそういう自由に相談できるというソフトというのはよくわかりました。またメリット、デメリットというのも叫ばれているのもよくわかりました。

そして、御質問にあったように、導入事例といういろいろな自治体の事例も調べさせていただきまして、非常に大規模な学校、例えば21校全てで8,000人規模だとか、そういうところに導入されている事例があるというのもわかっております。

また、その中で相談件数というのが、例えば1万人に対して大体486件くらいとか、そういうような相談件数だろうというのも承知しております。ただ、議員のお話にもありましたように、当市の規模として非常に人数的には少ない人数でございます。

また、その中でいじめの部分については、年に数回アンケートをとりながら対応しているという実態でございます。

また、この前の質問でもありましたように、スクールカウンセラー等も入りながら子供たち、保護者、そして教員も含めた相談体制があるということで、現状ではこのアプリがどの程度広まってくるのかという部分で、今後の考え方ということでの御質問のようですけれども、現時点では申しわけございませんけれども、何とも言えない状況でございます。

○議長（川野敏夫君） 湯浅礼子さん。

○1番（湯浅礼子君） わかりました。

いじめがないのが一番なのですけれども、いじめというのは本当にわかりづらいと。全国的に今いろいろな部分で問題視されていますので、いじめが歌志内になくなるような取り組み、また先ほどの1番の部分とも関連しますけれども、さまざまな部分で力を注いで、悩んでいる子、また悩みもいじめだけではなくて、家庭内でのこと、それからまた経済的な問題とか、さまざまな部分の広がりがあると思うので、そこの部分でのちゃんと仕分けできるような体制づくりをつくっていただきたいなというふうなことを要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

本日はありがとうございました。

○議長（川野敏夫君） 湯浅礼子さんの質問を打ち切ります。

意見書案第19号から意見書案第21号まで

○議長（川野敏夫君） 日程第5 意見書案第19号から日程第7 意見書案第21号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

湯浅礼子さん。

○1番（湯浅礼子君） ー登壇ー

意見書案第19号学校施設や通学路におけるブロック塀等の安全性確保を求める意見書（案）、意見書案第20号児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書（案）、意見書案第21号水道施設の戦略的な老朽化対策を求める意見書（案）。

以上3件の議案について、歌志内市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

本意見書案につきましては、お手元に配付しております内容により、関係機関に提出するものです。

内容の趣旨説明については読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしますので、議決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

学校施設や通学路におけるブロック塀等の安全性確保を求める意見書(案)

本年6月18日午前7時58分に大阪北部で震度6弱を観測した地震では、児童を含む5名が亡くなり、400名以上が負傷した。特に、学校関係では、158人に及ぶ児童生徒が重軽傷を負い、1,200を超える学校で校舎等の天井・ガラス等の破損、壁のひび割れ、断水等の物的被害を受けた。

なかでも、学校施設のブロック塀が倒壊して下敷きになって児童が死亡したことは大変痛ましく、二度とこのようなことがあってはならない。北海道においても学校施設の耐震化は進められているが、通学路等のブロック塀は盲点になっている可能性があり、同様の惨事が起こらないよう早急な対策を行うべきである。文部科学省は、6月19日に学校施設における塀の緊急点検を要請したが、北海道においては、学校施設の点検、安全性確保はもとより、児童生徒が利用する通学路についても速やかに点検した上で、安全性確保に向けて改善を図ることが必要である。

については、国が引き続き通学路のブロック塀等の緊急総点検と安全対策を行うことが重要であり、下記の事項について積極的な対応を求めるものである。

記

1. 今回被災した地域においては、二次被害も想定されることから、通学路のブロック塀等の総点検・調査を緊急に実施し、危険が認められる箇所については、通学路の変更や立ち入り禁止等の措置を含めた対応を徹底すること。
2. 全国の通学路も緊急総点検・調査を実施し、工事が必要な場合は、民間事業者とも連携しつつ速やかに実施し、地方自治体に対する技術的・財政的支援を行うこと。その際、一般家庭の塀であっても倒壊の可能性があるなどの場合に支援できる制度を検討すること。また、国土交通省の社会資本整備総合交付金および防災・安全交付金の効果促進事業(C事業)の積極的な活用を図ること。
3. 学校施設の安全対策に要する費用については、塀の修繕など小規模工事に対する補助制度、法定点検やそれに伴う修繕への補助制度の創設等を検討すること。その際、400万円と定められている文部科学省の公立学校施設の防災機能強化事業の補助対象事業の下限額について、広域での申請を認めるなど弾力的に運用すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成30年9月7日

北海道歌志内市議会

提出先

内閣総理大臣、文部科学大臣、総務大臣、国土交通大臣

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書(案)

今般、東京都目黒区で両親から虐待を受け女兒が死亡するという痛ましい事件が発生した。このような虐待事案は、近年、急増しており、平成28年度全国の児童相談所に寄せられた児童虐待相談件数は12万件を超え、5年前と比べると倍増している。

こうした事態を重く受け止め、政府は平成28、29年と連続して児童福祉法等を改正し、

児童虐待防止対策を強化してきた。しかし、今回の事案は、児童相談所が関与していたにもかかわらず、虐待から救うことができなかった。

虐待から子どもの命を守るためには、子どもの異変に早期に気づき、虐待の芽を摘むことが何よりも重要であり、そのためには児童相談所のみならず関係機関や民間団体等が協働し、虐待の防止に取り組むことが必要である。

よって政府においては、こうした痛ましい事件が二度と繰り返されないためにも、児童虐待防止対策のさらなる強化に向け、下記の事項に取り組むことを強く求める。

記

1. 平成28年度に政府が策定した「児童相談所強化プラン」を拡充し、市町村における児童虐待防止体制の強化や中核市・特別区への児童相談所の設置も加えた児童虐待防止体制を強化するプランを新たに策定するとともに、地方交付税措置を含めた必要な財源を速やかに講ずること。
2. 子どもの問題を児童相談所に一極集中させている現状を改めること。具体的には、児童相談所と市町村の役割分担をさらに明確にするとともに、施設やNPO等民間機関・団体や他の行政機関等との連携を強化して役割分担・協働を加速する「児童相談体制改革」を行うこと。
3. 児童相談所間および児童相談所と市町村の情報共有については、仮に転居があったとしても、危機感や支援状況が確実かつ迅速に引き継げるよう、引き継ぎの全国共通ルールを定めるとともに、全国からアクセスできるシステムを整備すること。また、児童相談所と警察との情報共有については、必要な情報がタイムリーかつ確実に共有できるようにするとともに、適切かつ効果的に情報共有できるシステムを新たに構築すること。
4. 全国共通ダイヤル「189」を児童虐待通告に限定し、児童相談所の相談できる窓口につながるまでの間に未だ半数以上の電話が切れている実態を速やかに検証・分析し、その結果を踏まえ、児童相談所への通告の無料化の検討を含め、運用の改善に努めること。
5. 保育所や幼稚園・学校と情報共有を図ること。いじめ防止対策と同様、小中学校の校務分掌に虐待対応を位置づけ、対応する組織を明確化するとともに、SSWを中心とした学校における虐待対応体制を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成30年9月7日

北海道歌志内市議会

提 出 先

内閣総理大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、総務大臣、国家公安委員長

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

水道施設の戦略的な老朽化対策を求める意見書(案)

日本の水道は、97.9%の普及率を達成し、これまでの水道の拡張整備を前提とした時代から、既存の水道基盤を確固たるものにしていくことが求められる時代に変化してきた。

しかし、現在の水道を取り巻く状況は、高度経済成長期に整備された施設の老朽化や、耐震化の遅れなど大きな課題に直面している。現に、6月に発生した大阪北部地震や西日本を中心とした7月豪雨をはじめ、昨今の自然災害による水道被害は全国で頻発している状況にある。

また、簡易水道事業は農山漁村部を中心とする住民の生活に必要な不可欠な社会基盤であるが、今なお約270万人の人々が不安定な飲料水に頼らざるを得ない生活を余儀なくされてお

り、この水道未普及地域の解消は依然として大きな課題である。加えて地方の急激な人口減少に伴い50人以上の飲料水供給施設の要件に当てはまらない集落も増えており、補助要件の緩和が求められるところである。

そこで政府におかれては、地方公共団体等とこれまで以上に連携を深めながら、国民の命を守るインフラである水道の戦略的な基盤強化に取り組むため、下記の事項に取り組むことを強く求める。

記

1. 老朽化対策や耐震化対策をはじめ、国民の命を守るインフラ設備である水道施設の更新・維持・管理に全力を挙げるとともに、その国庫補助所要額の確保を行うこと。
2. 将来にわたり、安全な水の安定供給を維持していくため、水道施設の管理者である地方公共団体等とこれまで以上に連携を深めながら、広域連携の推進や適切な資産管理の推進、さらには官民連携の推進等具体的な措置を講じることにより水道の戦略的な基盤強化に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成30年9月7日

北海道歌志内市議会

提出先

内閣総理大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣

○議長（川野敏夫君） 意見書案第19号学校施設や通学路におけるブロック塀等の安全性確保を求める意見書案については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第19号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第19号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第20号児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書案については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第20号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第20号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第21号水道施設の戦略的な老朽化対策を求める意見書案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 意見書案第21号水道施設の戦略的な老朽化対策を求める意見書案に対して反対する立場で討論をしたいと思います。

審議入りが未定だった水道法改正案は、6月の大阪北部地震で老朽管の破裂で21万人が被害を受けたことにより法案成立を急ぎましたが、事実上の水道事業民営化などの批判が相次ぎ、さきの国会での成立は見送られました。

日本共産党は、①現在、実施されている広域化でも自己水源の放棄や無料化になったダムの水の押しつけが問題になっている。その広域化の押しつけになること。

②コンセッション方式を導入することで、利益優先、経営効率化の名のもとに事業の安全性、安定性の後退や料金の値上げなど、住民負担増につながるおそれがあることなどを理由に、命の源である水道事業をビジネスの対象にすべきではないという立場で反対しております。

現在、世界では37カ国、235水道事業が再公営化しております。海外で進んでいる再公営化の調査や参考人質疑を行うなど徹底審議する必要があり、水道事業の広域連携、官民連携の推進を求める内容の意見書案には賛成できないので、これを理由に反対としたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 反対する議員の発言がありますので、賛成する議員の発言を求めます。

山崎瑞紀さん。

○3番（山崎瑞紀君） 私は、意見書案第21号に対し賛成の立場で討論いたします。

現在、日本の水道管の多くが高度経済成長期に整備されたものであり、平成26年度で総延長の12.1%が法定耐用年数の40年を超えている状況となっております。

総延長に占める法定耐用年数を超えた水道管の割合は、平成18年度の6%から平成26年度の8年間で2倍以上に増加しています。

これに対し、全国の更新率は年間0.76%ほどで、厚生労働省が更新を急ぐよう指導していますが、自治体の財政難により、老朽化や耐震化のおくれなど大きな課題に直面しており、現に昨今の自然災害による水道被害は全国で頻発しています。

このことから、老朽化対策、耐震化対策など国民の命を守るインフラ設備である水道施設の更新、維持、管理に全力を挙げる必要があり、そのためにも国庫補助所要額の確保を行う必要があります。

また、将来にわたり安全な水の安定供給を維持していくために、国と水道施設管理者である地方公共団体等との連携をこれまで以上に深め、水道の基盤強化に取り組んでいくことは重要なことであると考えますので、本意見書案に賛成をいたします。

○議長（川野敏夫君） 賛否両論が出ましたので、これで討論を終わります。

これより、意見書案第21号について、起立により採決をいたします。

ただいまの意見書案に賛成する議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（川野敏夫君） 起立多数であります。

したがって、意見書案第21号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第 2 2 号

○議長（川野敏夫君） 日程第 8 意見書案第 2 2 号道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

本田加津子さん。

○6 番（本田加津子君） ー登壇ー

意見書案第 2 2 号道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書（案）。

上記議案を歌志内市議会会議規則第 1 3 条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

本意見書案につきましては、お手元に配付しております内容により、関係機関に提出するものです。

内容の趣旨説明については読み上げを省略いたしますが、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出いたしますので、議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

（以下は、朗読を経ないが掲載する。）

道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書（案）

道教委は、2006年に策定した「新たな高校教育に関する指針」（以下、「旧指針」）にもとづき、毎年度「公立高等学校配置計画」を決定し、「望ましい学校規模」を「40人学級で4～8学級」として、高等学校の募集停止や再編・統合を行ってきました。これによって、2007年からの10年間で、道内の公立高校は統廃合により42校が閉校となり、公立高校のない市町村は50へと増加しました。2019～21年度の「公立高等学校配置計画案」においても、再編・統合によって、1校の募集停止をはじめ53校において54学級と大規模な削減になっています。

「配置計画」で地元の高校を奪われた子どもたちは、遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、精神的・身体的な負担は増大するとともに、保護者の経済的負担の増大も報告されています。また、子どもの進学を機に地元を離れる保護者も現れ、過疎化が進み、経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど結果的に地域の活力を削ぐこととなっています。

これらを解消するため、「通学費・制服代・教科書代」の補助や、やむなく町立移管とするなど、地域の高校を存続に向け努力している自治体は数多くあります。これらは本来、道教委が行うべきことであり、各自治体に責任を負わせている道教委は、すべての子どもたちに等しく後期中等教育を保障しなければならない教育行政としての責任を放棄していると言えます。

道教委は3月、「これからの高校づくりに関する指針」（以下、「新指針」）を公表しました。「新指針」は、依然として「望ましい学級規模を4～8学級とし再編整備を進める」ことを基本としており、地域の要望や実態をまったく踏まえたものとなっていません。「旧指針」の問題点を一切改めない「新指針」によって、今後も統廃合が進むことは明らかであり、「都市部への一極集中」や「地方の切り捨て」により地域間格差が増大するとともに、北海道地域全体の衰退につながります。

したがって、広大な北海道の実情にそぐわない「新指針」を抜本的に見直し、中学卒業生数の減少期だからこそ、学級定数の見直しを行うなど、地域に高校を存続させ、希望するすべての子どもにゆたかな後期中等教育を保障していくべきです。そのためには、地域の意見・要望を十分反映させ、地域の経済・産業・文化の活性化を展望した新たな「高校配置計画」「高校教育制度」を創り出していくことが必要です。

以上の趣旨にもとづき、次の事項について意見します。

記

1. 道教委が3月に策定した「これからの高校づくりに関する指針」は、地域の教育や文化だけでなく、経済や産業など地域の衰退につながることから、撤回すること。もしくは、これまでの「指針」による「序列化」「高校間格差」「地域間格差」などの問題点を改善させる事項を盛り込むなど、抜本的に見直すこと。
2. すべての道内公立高校の学級定員を30人以下学級に引き下げること。
3. 教育の機会均等と子どもの学習権を保障するため、「遠距離通学費等補助制度」の5年間の年限を撤廃するとともに、以前より高校が存在しない町村から高校へ通学する子どもたちも制度の対象とすること。
4. 地域連携特例校および農業、水産、看護または福祉に関する学科を置く高校については、所在市町村をはじめとした地域における具体的取組とその効果を勘案して、「5月1日現在の第1学年の在籍者が2年連続して10人未満となった場合」も再編整備を行わないこと。
5. しょうがいのある・なしにかかわらず、希望するすべての子どもが地元の高校へ通うことのできる後期中等教育を保障するため、「地域合同総合高校」の設置など、ゆたかな高校教育を実現するため検討をすすめること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成30年9月7日

北海道歌志内市議会

提出先

北海道知事、北海道教育委員会教育長

○議長（川野敏夫君） 本件については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。これより、意見書案第22号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第22号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第23号

○議長（川野敏夫君） 日程第9 意見書案第23号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

本田加津子さん。

○6番(本田加津子君) ー登壇ー

意見書案第23号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書(案)。

上記議案を歌志内市議会会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出いたします。

本意見書案につきましては、お手元に配付しております内容により、関係機関に提出するものです。

内容の趣旨説明については読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしますので、議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書(案)

本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要がある。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものである。

道では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や林業成長産業化総合対策事業等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、さまざまな取り組みを進めてきたところである。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、既存の制度や平成31年度に創設される森林環境譲与税(仮称)を活用した地域の特性に応じた森林整備の着実な推進や、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化の実現に向けて施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

1. 森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。
2. 森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取り組みや森林づくりを担う林業事業体や人材の育成に必要な支援措置を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成30年9月7日

北海道歌志内市議会

提 出 先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣

○議長(川野敏夫君) これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、意見書案第23号について起立により採決をいたします。

ただいまの意見書案に賛成する議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（川野敏夫君） 起立多数であります。

したがって、意見書案第23号は、原案のとおり可決されました。

閉会中の継続審査の申し出について

○議長（川野敏夫君） 日程第10 閉会中の継続審査の申し出についてであります。

各委員長より、委員会において審査中の事件について、会議規則第106条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

閉 会 宣 告

○議長（川野敏夫君） これで、本日の日程は全部終わりました。

以上をもって、今期定例会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもちまして、平成30年歌志内市議会第3回定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

（午後 2時42分 閉会）

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、
ここに署名する。

歌志内市議会議長 川 野 敏 夫

署名議員 酒 井 雅 勝

署名議員 本 田 加 津 子